

**食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正
(平成25年3月 日食品安全委員会決定)(案)について**

次に掲げる食品安全委員会決定を改正する。

- 食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）（別添1）

〔改正概要：専門調査会における調査審議の実態を踏まえ、専門調査会の所掌事務に係る規定の整備を行うもの。〕

- 食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成17年4月21日食品安全委員会決定）（別添2及び別添3）

〔改正概要：消費者庁の設置に伴う政府全体の緊急時対応マニュアルの改正、平成25年度における食品安全委員会事務局の組織再編等を踏まえ、緊急対策本部に係る規定、消費者安全情報総括官制度に基づく通報に係る規定、事務局組織に係る規定等の整備を行うもの。〕

- 調査・研究企画調整会議の設置等について（平成22年12月16日食品安全委員会決定）（別添4）

〔改正概要：調査・研究事業の企画等に係る調査審議を効率的に行うため、研究運営部会及び調査選定部会を廃止するもの。〕

○食品安全委員会専門調査会運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）新旧対照表

改 正 案		現 行	
第 1 条～第 5 条 （略）		第 1 条～第 5 条 （略）	
別表		別表	
(略)	(略)	(略)	(略)
動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 3 項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質（以下「対象外物質」という。）を除く）、 <u>動物用医薬部外品及び動物用医療機器</u> の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 3 項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質（以下「対象外物質」という。）を除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
器具・容器包装専門調査会	器具 <u>及び</u> 容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	器具・容器包装専門調査会	器具・容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
微生物・ウイルス専門調査会	微生物、 <u>ウイルス及び寄生虫</u> の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	微生物・ウイルス専門調査会	微生物（ <u>ウイルスを含む。</u> ）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
かび毒・自然毒	かび毒、 <u>自然毒</u> 等の食品健康影響評価に関する事項	かび毒・自然毒	かび毒・ <u>自然毒</u> 等の食品健康影響評価に関する事項

等専門調査会	について調査審議すること。	等専門調査会	について調査審議すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
新開発食品専門調査会	新開発食品及び特定保健用食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	新開発食品専門調査会	新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
肥料、飼料等専門調査会	肥料、飼料等及び動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質に限る）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	肥料、飼料等専門調査会	肥料・飼料等及び動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質に限る）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
附 則 この決定は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。			

(別添 2)

食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成 17 年 4 月 21 日 食品安全委員会決定）改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

(改正案)	(現行)
食品安全委員会緊急時対応指針 平成 17 年 4 月 21 日 食品安全委員会決定 平成 17 年 10 月 6 日 一 部 改 正 平成 18 年 4 月 27 日 一 部 改 正 平成 18 年 8 月 31 日 一 部 改 正 平成 20 年 7 月 3 日 一 部 改 正 平成 20 年 11 月 13 日 <u>一 部</u> 改 正 <u>平成 25 年 月 日 最 終 改 正</u> 本指針は、「<u>消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱</u>」（平成 24 年 9 月 28 日関係閣僚申合せ。以下「基本要綱」という。）、「<u>消費者安全情報総括官制度について</u>」（平成 24 年 9 月 28 日関係府省局長申合せ。以下「総括官制度」という。）<u>及び</u>「<u>食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱</u>」（平成 17 年 4 月 21 日関係府省申合せ。以下「実施要綱」という。）に即し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 1 項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等への対応に関する手順を定めるものである。	食品安全委員会<u>食中毒等緊急時対応実施</u>指針 平成 17 年 4 月 21 日 食品安全委員会決定 平成 17 年 10 月 6 日 一 部 改 正 平成 18 年 4 月 27 日 一 部 改 正 平成 18 年 8 月 31 日 一 部 改 正 平成 20 年 7 月 3 日 一 部 改 正 平成 20 年 11 月 13 日 最 終 改 正 本指針は、「<u>食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱</u>」（平成 17 年 4 月 21 日関係府省申合せ。以下「実施要綱」という。）<u>及び</u>「<u>食品安全委員会緊急時対応基本指針</u>」（平成 16 年 4 月 15 日食品安全委員会決定。以下「基本指針」という。）に即し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 1 項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等（「<u>食品安全関係府省緊急時対応基本要綱</u>」（平成 16 年 4 月 15 日関係府省申合せ）に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）への対応に関する<u>具体的な</u>手順を定めるものである。

I 対象となる緊急事態等

本指針において、緊急事態等とは、基本要綱において定められた緊急事態等のうち、食中毒及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要する事態とする。

具体的には、

- ① 被害が大規模又は広域であり、かつ委員会及びリスク管理機関（消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において対応の調整を要すると考えられる事態
- ② 科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態
- ③ ①又は②に該当しないが、社会的影響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事態が想定される。

II 緊急時対応の基本方針

緊急事態等への対応に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、平時から、国民の生命又は健康の保護に直接関わる食品の摂取等による危害に関する情報及び食品の関与が疑われる危害に関する情報（以下「食品危害情報」という。）の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、リスク管理機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

また、収集した情報の評価、緊急事態等であるかどうかの判断その他の緊急時対応は、特定の感受性集団（乳幼児、妊婦、高齢者等）への影響等を考慮しつつ、常に最悪の事態も想定して行うこととする。

<u>Ⅲ</u> 平時からの対応 1 平時からの準備体制 情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を準備しておくこととする。 (1) 委員会内における本指針の内容の周知徹底及び食中毒等による緊急事態等が発生した場合において必要となる書類等の整理 (2) 夜間休日に食中毒等による緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）及び食中毒等の原因により必要に応じて参集すべき職員（以下「原因別参集要員」という。）の指定（別添1「食品安全委員会第一次参集要員等」参照） (3) 夜間休日を含む情報連絡体制の確立（委員、事務局管理職職員及び第一次参集要員等に対する緊急連絡カードの常時携帯の徹底並びに電話による情報連絡の訓練の実施） (4) <u>夜間休日を含むリスク管理機関に対する情報連絡窓口の設置</u>	<u>I</u> 平時からの対応 1 平時からの準備体制 情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を準備しておくこととする。 (1) 委員会内における本指針の内容の周知徹底及び食中毒等による緊急事態等が発生した場合において必要となる書類等の整理 (2) 夜間休日に食中毒等による緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）及び食中毒等の原因により必要に応じて参集すべき職員（以下「原因別参集要員」という。）の指定（別添1「食品安全委員会第一次参集要員等」参照） (3) 夜間休日を含む情報連絡体制の確立（委員、事務局管理職職員及び第一次参集要員等に対する緊急連絡カードの常時携帯の徹底並びに電話による情報連絡の訓練の実施） (4) <u>委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の情報連絡窓口の設置（別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）</u> <u>＜委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口＞</u> ・ <u>内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課</u> ・ <u>厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課</u> ・ <u>農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官</u> ・ <u>環境省水・大気環境局土壌環境課</u>
---	--

(5) 専門家リストの作成及び定期的な更新（評価課及び勧告広報課と連携） (6) 関係試験研究機関リスト及び海外からの情報収集先（関係国際機関及び主要国の公的機関等）リストの作成及び定期的な更新 2 平時からの情報収集等 (1) 情報・緊急時対応課による情報収集等 ① 情報・緊急時対応課は、平時から、<u>評価課及び勧告広報課</u>と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食品危害情報及び科学的知見の収集を行うこととする。 ・ 委員及び専門委員 ・ リスク管理機関 ・ <u>地方公共団体</u> ・ <u>関係試験研究機関（厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、厚生労働省国立感染症研究所、（独）国立健康・栄養研究所、農林水産省動物医薬品検査所、（独）農林水産消費安全技術センター、（独）農業・食品産業技術総合研究機構、（独）農業環境技術研究所、（独）農業生物資源研究所、（独）国際農林水産業研究センター、（独）水産総合研究センター等）</u> ・ <u>関係団体（医療機関等）</u> ・ <u>海外関係（関係国際機関、主要国の公的機関、在外公館等）</u> ② 情報・緊急時対応課は、①の規定により収集した食品危害情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。 ③ 委員長は、②の規定による報告を受けた場合において、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるときは、事務局長に対し、速	(5) 専門家リストの作成及び定期的な更新（評価課及び勧告広報課と連携） (6) 関係試験研究機関リスト及び海外からの情報収集先（関係国際機関及び主要国の公的機関等）リストの作成及び定期的な更新 2 平時からの情報収集等 (1) 情報・緊急時対応課による情報収集等 ① 情報・緊急時対応課は、平時から、評価課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く<u>食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報（以下「食品危害情報」という。）並びに科学的知見の収集を行うこととする。</u> ・ 委員及び専門委員 ・ リスク管理機関 ・ 関係試験研究機関 ・ <u>関係国際機関及び主要国の公的機関</u> ② 情報・緊急時対応課は、①の規定により収集した食品危害情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。 ③ 委員長は、②の規定による報告を受けた場合において、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるときは、事務局長に対し、速
--	---

やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。 (2) 勧告広報課による情報収集等 勧告広報課は、平時において、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じ、食品危害情報を収集した場合には、遅滞なく情報・緊急時対応課に提供することとする。 <u>(3) 委員及び専門委員による情報収集等</u> <u>委員及び専門委員は、食品危害情報及び関連する科学的知見を入手した場合は、入手した情報について、必要に応じ、事務局に提供することとする。</u> <u>(4) 科学的知見に基づく概要書の作成</u> 情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、(1) <u>、</u> (2) <u>及び</u> (3) <u>の規定により収集された食品危害情報や科学的知見を基に、概要書（以下「ファクトシート等」という。）を事前に作成しておくこととする。</u> 3 平時からの情報提供等 (1) 勧告広報課及び情報・緊急時対応課は、平時から、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し、食品危害情報及び科学的知見の提供を行うこととする。 (2) 勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい	やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。 (2) 勧告広報課による情報収集等 勧告広報課は、平時において、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じ、食品危害情報を収集した場合には、遅滞なく情報・緊急時対応課に提供することとする。 <u>(3) 科学的知見に基づく概要書の作成</u> 情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、(1) <u>及び</u> (2) <u>の規定により収集された食品危害情報や科学的知見を基に、概要書（以下「ファクトシート」という。）を事前に作成しておくこととする。</u> 3 平時からの情報提供等 (1) 勧告広報課及び情報・緊急時対応課は、平時から、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し、食品危害情報及び科学的知見の提供を行うこととする。 (2) 勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい
--	---

知識の普及と理解の促進に努めることとする。 4 リスク管理機関との緊密な連携 (1) 委員会は、情報連絡窓口である情報・緊急時対応課を通じて、リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課（別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）との間で、食品危害情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。 (2) 委員会は、厚生労働省から、毎年1回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。 (3) 委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。 (4) 委員会は、<u>「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）</u>等に基づき、平時から、次に掲げる会議等を通じ、リスク管理機関との情報交換を行うこととする。 ① 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。） ② 関係府省連絡会議幹事会 ③ 食品リスク情報関係府省担当者会議 5 緊急時対応訓練の実施 (1) 委員会は、平時から、本指針に基づく緊急時対応の訓練を実施し、食中毒等によ	知識の普及と理解の促進に努めることとする。 4 リスク管理機関との緊密な連携 (1) 委員会は、情報連絡窓口である情報・緊急時対応課を通じて、リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課（別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）との間で、食品危害情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。 (2) 委員会は、厚生労働省から、毎年1回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。 (3) 委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。 (4) 委員会は、<u>「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）</u>に基づき、平時から、<u>リスク管理機関と連携して、次に掲げる会議を定期的に開催し、</u>リスク管理機関との情報交換を行うこととする。 ① 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。） ② 関係府省連絡会議幹事会 ③ 食品リスク情報関係府省担当者会議 5 緊急時対応訓練の実施 (1) 委員会は、平時から、本指針に基づく緊急時対応の訓練を実施し、食中毒等によ
---	--

る緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとする。 (2) 委員会は、<u>企画等専門調査会</u>に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。 <u>Ⅳ 初動対応</u> 1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理 委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者<u>安全</u>情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官<u>通報</u>シート」(別紙様式1)により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。 2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡 <u>(1) 1の受付者は、当該情報について、速やかに情報・緊急時対応課に情報連絡を行うこととする。</u> <u>なお、情報・緊急時対応課は、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外で、緊</u>	る緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとする。 (2) 委員会は、<u>緊急時対応専門調査会</u>に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。 <u>Ⅱ 初動対応</u> 1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理 <u>(1) 委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者<u>被害</u>情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官<u>情報共有</u>シート」(別紙様式1)により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。</u> <u>(2) 受付者は、当該情報について、速やかに情報・緊急時対応課に情報連絡を行うこととする。</u> <u>なお、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外である場合には、情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を迅速に行うこととする。</u> 2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡
---	--

<u>急事態等に該当すると認める場合には、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する第一報の連絡を迅速に行うこととする。</u> (2) 情報・緊急時対応課は、1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると認めるときは、「食品安全委員会緊急時連絡ルート」（別添3）を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。 <u>事務局長は、情報・緊急時対応課からの連絡を受けた後、速やかに委員長（委員長と連絡が取れない場合には、委員長代理とする。以下同じ。）に第一報を連絡することとする。</u> (3) <u>事務局長は、1で受理した情報の提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、総括官制度の2.（1）に定める重要事案であると認めるときは、総括官制度に基づき、消費者安全情報総括官である消費者庁次長に速やかに通報することとする。</u> (4) 委員長は、1で受理した情報の提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、<u>国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態で、政府一体となった初動対処体制が必要であると認めるときは、</u>	(1) 情報・緊急時対応課は、1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると認めるときは、<u>基本指針に基づく「食品安全委員会緊急時連絡ルート」（別添3）を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。</u> (2) <u>委員長は、（1）の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合において、必要であると認めるときは、食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣。以下同じ。）に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。</u> (3) <u>また、委員長は、1で受理した情報の情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、必要であると認めるときは、内閣情報調査室に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。</u>
---	---

<u>「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」</u>（平成１５年１１月２１日閣議決定）に基づき、<u>内閣情報調査室</u>に対し、<u>直ちに報告</u>を行うよう事務局長に指示することとする。 ３ 第一次参集要員等の対応 （１）事務局長は、<u>委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。</u> また、<u>事務局長は、</u>夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると認めるときは、情報・緊急時対応課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。 （２）第一次参集要員及び原因別参集要員は、情報・緊急時対応課長の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。 ① 迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該危害要因に関する科学的知見の<u>収集及び関連する既存資料の確認</u> ② 収集した情報等の分析、整理及び資料等の作成 ③ 他に必要と考えられる職員等に対する情報連絡又は参集の指示 ４ 初動対応の決定 （１）委員・事務局会議の開催 委員長は、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ（以下「委員・事務局会議」という。）の開催が必要であると認めるときは、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。 委員・事務局会議においては、情報連絡の内容及び新たに収集した情報の内容を	３ 第一次参集要員等の対応 （１）事務局長は、夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると認めるときは、情報・緊急時対応課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。 （２）第一次参集要員及び原因別参集要員は、情報・緊急時対応課長の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。 ① 迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該危害要因に関する科学的知見の収集 ② 収集した情報等の分析、整理及び資料等の作成 ③ 他に必要と考えられる職員等に対する情報連絡又は参集の指示 ４ 初動対応の決定 （１）委員・事務局会議の開催 委員長は、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ（以下「委員・事務局会議」という。）の開催が必要であると認めるときは、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。 委員・事務局会議においては、情報連絡の内容及び新たに収集した情報の内容を
--	--

踏まえ、委員会会合又は専門調査会において審議する必要があるかどうかを検討し、必要があると認めるときは、臨時開催の必要性も含め、それらの開催に必要な事項等について検討する。 (2) 委員会会合の開催 委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると認めるときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、<u>V</u>に掲げる対応策を決定することとする。 この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると認めるときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。 なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒等による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。 <u>(3) 専門調査会会合の開催</u> <u>委員長は、必要に応じて、関係する専門調査会の座長に対し、専門調査会の開催を指示し、必要な情報の収集又はリスクコミュニケーションの方法の決定等について専門的知見に基づき審議させることとする。</u> <u>(4) 食品安全担当大臣への報告</u> 委員会は、リスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。	踏まえ、委員会会合又は専門調査会において審議する必要があるかどうかを検討し、必要があると認めるときは、臨時開催の必要性も含め、それらの開催に必要な事項等について検討する。 (2) 委員会会合の開催 委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると認めるときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、<u>III</u>に掲げる対応策を決定することとする。 この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると認めるときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。 なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒等による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。 <u>(3) 食品安全担当大臣への報告</u> 委員会は、リスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。
---	---

5 その他 食中毒等による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階において、「緊急時における対応チェックリスト」（別添４）を活用し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。 （１）食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時 （２）食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時 （３）第一次参集要員等の参集時 （４）委員・事務局会議の開催時 <u>V 対応策の実施等</u>	5 その他 食中毒等による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階において、「緊急時における対応チェックリスト」（別添４）を活用し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。 （１）食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時 （２）食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時 （３）第一次参集要員等の参集時 （４）委員・事務局会議の開催時 <u>III 対応策の実施</u> <u>1 緊急対策本部の設置及び関係府省連絡会議の開催</u> <u>（１）緊急対策本部の設置のための緊急協議の実施の助言</u> <u>委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、閣僚級により総合的に対処する必要があると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言することとする。</u> <u>（２）関係府省連絡会議の開催</u> <u>① 事務局長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会から関係府省連絡会議の開催を指示されたときは、リスク管理機関と連携して、速やかにこれを開催することとする。</u> <u>なお、関係府省連絡会議の対応状況については、定期的に委員会会合において報告することとする。</u> <u>② 委員会は、①に規定する場合のほか、緊急対策本部が設置された場合においても、緊急対策本部の事務を補助するため、リスク管理機関と連携して、関係府省</u>
---	---

<u>1 緊急時における情報収集等</u> (1) 緊急時における情報収集等 ① 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、<u>Ⅲ 2 の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。</u> ② <u>事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、Ⅲ 2 (4) の規定による当該緊急事態等に関するファクトシート等を活用するほか、①の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、各課連携して、別に定める「食品安全委員会緊急時対応手順書」等に基づき、情報提供資料を速やかに作成することとする。</u> ③ <u>事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、①の規定により収集された科学的知見を基に、②の規定による情報提供資料の作成と併せて、必要に応じ、各課連携して、情報提供資料に関するQ & Aを作成することとする。</u> (2) 現地派遣等による情報収集等 ① 職員等の現地及び政府対策本部等への派遣の決定 委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地、<u>政府対策本部等への派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。</u> 具体的に、職員等の現地派遣等が必要となり得る場合としては、主に、 ・ 食中毒等による緊急事態等の発生に伴い<u>政府対策本部、現地対策本部等</u>が設置され、<u>現地等</u>において集約された情報収集が必要であると認める場合	<u>連絡会議を開催することとする。</u> <u>2 緊急時における情報収集等</u> (1) 緊急時における情報収集等 ① 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、<u>I の 2 の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。</u> ② <u>情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、I の 2 (3) の規定による当該緊急事態等に関するファクトシートを作成していないときは、①の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートを速やかに作成することとする。</u> ③ <u>情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、①の規定により収集された科学的知見を基に、②の規定によるファクトシートの作成と併せて、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートに関するQ & Aを作成することとする。</u> (2) 現地派遣による情報収集等 ① 職員等の現地派遣の決定 委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。 具体的に、職員等の現地派遣が必要となり得る場合としては、主に、 ・ 食中毒等による緊急事態等の発生に伴い<u>現地対策本部等</u>が設置され、<u>現地</u>において集約された情報収集が必要であると認める場合
--	--

・ 委員会及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合 ・ 委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、現地で直接に情報を収集する必要があると認める場合 が想定される。 ② 派遣された職員等の現地における活動 ア 派遣された職員等は、現地で収集した情報等について、情報・緊急時対応課に対し、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、連絡することとする。 イ 派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うとともに、<u>助言内容については、現地の関係者及び委員会において、情報の共有化を図ることとする。</u> (3) 調査による情報収集 委員会は、緊急時対応を適切に行うため、必要に応じ、独自に<u>食品安全確保総合調査等の調査</u>を行うほか、関係試験研究機関に対し、直接に（独立行政法人の場合は関係各大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請し、情報の収集を行うこととする。 <u>2</u> 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション (1) 勧告広報課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、<u>V 1</u>（1）②の規定において作成された<u>情報提供資料</u>を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、<u>また、地方公共団体等関係機関の協力を得てきめ細かく</u>国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知	・ 委員会及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合 ・ 委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、現地で直接に情報を収集する必要があると認める場合 が想定される。 ② 派遣された職員等の現地における活動 ア 派遣された職員等は、現地で収集した情報等について、情報・緊急時対応課に対し、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、連絡することとする。 イ 派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うこととする。 (3) 調査による情報収集 委員会は、緊急時対応を適切に行うため、必要に応じ、独自に調査を行うほか、関係試験研究機関に対し、直接に（独立行政法人の場合は関係各大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請し、情報の収集を行うこととする。 <u>3</u> 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション (1) 勧告広報課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、<u>Ⅲの 2</u>（1）②の規定において作成された<u>ファクトシート等</u>を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。
---	---

見を提供する。 また、リスクコミュニケーション官とともに、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。 (2) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に十分な調整を図ることとする。 (3) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、「緊急時における対応チェックリスト」(別添4-⑤)を活用し、適切に行うこととする。なお、原則として、新たな情報の有無にかかわらず、定時又は定期的に情報を提供することとする。 (4) 情報・緊急時対応課は、収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、<u>Ⅲ 2 (1) ①</u>に掲げる情報収集先等に対し、速やかに情報を提供することとする。<u>なお、諸外国のリスク評価等に影響すると考えられる事態については、概要の翻訳を行う等、適切な情報発信に努めることとする。</u> <u>3 食品健康影響評価等</u> (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公表することとする。 なお、委員会は、食品健康影響評価を行う場合には、<u>必要に応じて</u>関係する専門調査会の座長に対し、速やかにその開催を指示し、科学的知見に基づく審議を求めることとする。	また、リスクコミュニケーション官とともに、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。 (2) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に十分な調整を図ることとする。 (3) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、「緊急時における対応チェックリスト」(別添4-⑤)を活用し、適切に行うこととする。なお、原則として、新たな情報の有無にかかわらず、定時又は定期的に情報を提供することとする。 (4) 情報・緊急時対応課は、収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、<u>I の 2 (1) ①</u>に掲げる情報収集先等に対し、速やかに情報を提供することとする。 <u>4 食品健康影響評価</u> (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公表することとする。 なお、委員会は、食品健康影響評価を行う場合には、関係する専門調査会に対し、速やかにその開催を指示し、科学的知見に基づく審議を求めることとする。
--	--

(2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると認めるときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。 <u>(3) 委員会は、緊急事態等の事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施する等により迅速かつ柔軟に対応することとする。</u> (4) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。 <u>4 勧告及び意見</u> (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。 (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。 (3) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。 <u>5 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言</u>	(2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると認めるときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。 (3) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。 <u>5 勧告及び意見</u> (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。 (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。 (3) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。 <u>6 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言</u>
--	--

委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要であると認めるときは、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。 <u>Ⅵ</u> その他 1 緊急事態等の収束 緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。 2 事後検証及び指針の改定 (1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、<u>Ⅳ</u>に定める初動対応を行った者は、「緊急	委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要であると認めるときは、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。 <u>Ⅳ</u> その他 1 緊急事態等の収束 (1) <u>緊急対策本部が設置された場合</u> <u>食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置された場合には、緊急対策本部長による緊急対策本部の解散をもって、緊急事態等の収束とする。</u> <u>なお、委員長は、委員会会合における審議結果等を踏まえ、必要に応じ、緊急対策本部長に対し、緊急対策本部の解散について助言を行うこととする。</u> (2) <u>緊急対策本部が設置されなかった場合</u> <u>食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部は設置されなかったが、関係府省連絡会議が開催された場合には、委員会は、関係府省連絡会議の対応状況、専門調査会における審議結果及び社会的反響等を勘案し、緊急事態等の収束について判断することとする。</u> (3) <u>その他</u> <u>(1) 及び (2) の規定により緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。</u> 2 事後検証及び指針の改定 (1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、<u>Ⅱ 及び Ⅲ</u>に定める緊急時対応を行った者は、
--	---

時における対応記録票」（別紙様式２）により、実施した対応等の記録を行い、速やかに情報・緊急時対応課へ提出することとする。 （２）委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、<u>内閣官房又は消費者庁により緊急対策本部が設置され、又は消費者安全情報総括官会議が開催された場合には、企画等専門調査会に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。</u> なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告するよう依頼することとする。 （３）委員会は、事後検証の結果又はその他の理由により必要があると認めるときは、本指針を改定することとする。 <u>３ その他</u> <u>本指針に定めるもののほか、委員会による緊急事態等への対応に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。</u> 附 則 １ この決定は、平成２５年３月１８日から施行する。 ２ この決定に伴い、食品安全委員会緊急時対応基本指針（平成１６年４月１５日食品安全委員会決定）は廃止する。	「緊急時における対応記録票」（別紙様式２）により、実施した対応等の記録を行い、速やかに情報・緊急時対応課へ提出することとする。 （２）委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は<u>関係府省連絡会議</u>が開催された場合には、<u>緊急時対応専門調査会</u>に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。 なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。 （３）委員会は、事後検証の結果又はその他の理由により必要があると認めるときは、本指針を改定することとする。
---	---

(別紙様式1)

消費者安全情報の通報受付シート 兼 消費者安全情報総括官通報シート

通報日時		平成 年 月 日 () (時 分)	
連絡窓口担当者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
受付者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報の内容(別添資料に代える場合はその旨記載。)	発生日時	平成 年 月 日 () (時 分)	
	発生場所		
	患者数・死者数		
	原因食品・製品・施設	(推定・確定)	
	(食品の場合) 病因物質		
	発生状況及び被害の内容		
	措置状況		
緊急度	高い 不明 高くない		
備 考			

(注) 論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入平すること。

(注) 緊急度は、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要性について、被害の拡大の観点や社会的な関心の動向等から記入すること。

(別紙様式1)

消費者被害情報の通報受付シート 兼 消費者安全情報総括官情報共有シート

通報日時		平成 年 月 日 () (時 分)	
連絡窓口担当者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
受付者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報の内容(別添資料に代える場合はその旨記載。)	発生日時	平成 年 月 日 () (時 分)	
	発生場所		
	患者数・死者数		
	原因食品・製品・施設	(推定・確定)	
	(食品の場合) 病因物質		
	発生状況及び被害の内容		
	措置状況		
緊急度	高い 不明 高くない		
備 考			

(注) 論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入平すること。

(注) 緊急度は、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要性について、被害の拡大の観点や社会的な関心の動向等から記入すること。

(別紙様式2)

緊急時における対応記録票

対応日：平成 年 月 日 ()

対応者： 課 ()

☐ 情報連絡・受信記録			
月 日 () 時 分		受付方法	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール
連絡者	所 属		
	氏 名		
	連絡先	TEL: - - (内線:)	
<連絡内容> ※詳細に記入すること(発生日時・場所、患者数、発生原因・状況等)			
参考関連資料の有無			
☐ 有 ☐ 無			
(※有の場合は要添付)			
情報連絡先	☐ 委員会委員 ☐ 局長 ☐ 次長 ☐ 総務課 ☐ 評価課		
	☐ 情報・緊急時対応課 ☐ 勧告広報課 ☒ リスクコミュニケーション室		
	☐ 評価情報分析室 (※連絡済みのところに✓を記入)		

☐ 対応記録	
件 名	月 日 () 時 分
<対応内容> ※詳細に記入すること	

※ 記入後は速やかに情報・緊急時対応課緊急時対応係まで提出すること

(別紙様式2)

緊急時における対応記録票

対応日：平成 年 月 日 ()

対応者： 課 ()

☐ 情報連絡・受信記録			
月 日 () 時 分		受付方法	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール
連絡者	所 属		
	氏 名		
	連絡先	TEL: - - (内線:)	
<連絡内容> ※詳細に記入すること(発生日時・場所、患者数、発生原因・状況等)			
参考関連資料の有無			
☐ 有 ☐ 無			
(※有の場合は要添付)			
情報連絡先	☐ 委員会委員 ☐ 局長 ☐ 次長 ☐ 総務課 ☐ 評価課		
	☐ 情報・緊急時対応課 ☐ 勧告広報課 (※連絡済みのところに✓を記入)		

☐ 対応記録	
件 名	月 日 () 時 分
<対応内容> ※詳細に記入すること	

※ 記入後は速やかに情報・緊急時対応課緊急時対応係まで提出すること

(別添1)

食品安全委員会第一次参集要員等

【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)

情報・緊急時対応課	課長補佐(管理担当) 課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当) 課長補佐(情報担当) 緊急時対応係長
-----------	--

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
評価課	課長補佐(微生物・ウイルス・プリオン・自然毒担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長
原因が化学物質系の場合	
評価課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(残留農薬担当) 課長補佐(残留動物用医薬品) 課長補佐(化学物質・汚染物質等担当) 課長補佐(器具・容器包装担当)
情報・緊急時対応課	情報第1係長
原因が新食品等其他の場合	
評価課	課長補佐(新食品等) 課長補佐(飼料・肥料等担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長

(別添1)

食品安全委員会第一次参集要員等

【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)

情報・緊急時対応課	課長補佐(管理担当) 課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当) 課長補佐(情報担当) 緊急時対応係長
-----------	--

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
評価課	課長補佐(微生物・ウイルス・プリオン・自然毒担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長
原因が化学物質系の場合	
評価課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(残留農薬担当) 課長補佐(残留動物用医薬品・ 化学物質・汚染物質等担当)
情報・緊急時対応課	情報第1係長
原因が新食品等其他の場合	
評価課	課長補佐(新食品等・飼料・肥料等担当)
情報・緊急時対応課	情報第3係長

(別添2)

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

■ 消費者庁 (代表) 03-3507-8800

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費者安全課	03-3507-9201	03-3507-9290
【関係課】		
・ 消費者政策課		

■ 厚生労働省 (代表) 03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬食品局食品安全部企画情報課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
・ 医薬食品局食品安全部基準審査課 ・ 医薬食品局食品安全部監視安全課		

■ 農林水産省 (代表) 03-3502-8111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官	03-3502-2319	03-3597-0329
【関係課】		
・ 消費・安全局総務課 ・ 消費・安全局消費・安全政策課 ・ 消費・安全局国際基準課 ・ 消費・安全局表示・規格課 ・ 消費・安全局農産安全管理課 ・ 消費・安全局畜産安全管理課 ・ 消費・安全局植物防疫課 ・ 消費・安全局動物衛生課		

■ 環境省 (代表) 03-3581-3351

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
水・大気環境局土壌環境課	03-5521-8338	03-3501-2717

(別添2)

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

■ 厚生労働省 (代表) 03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬食品局食品安全部企画情報課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
・ 医薬食品局食品安全部基準審査課 ・ 医薬食品局食品安全部監視安全課		

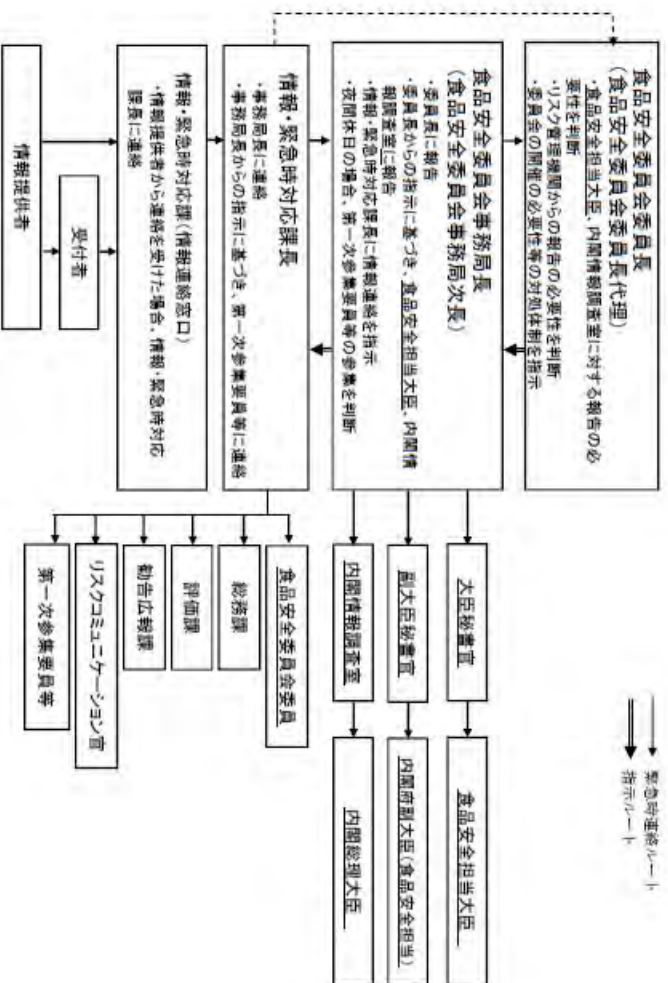
■ 農林水産省 (代表) 03-3502-8111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官	03-3502-2319	03-3597-0329
【関係課】		
・ 消費・安全局総務課 ・ 消費・安全局消費・安全政策課 ・ 消費・安全局国際基準課 ・ 消費・安全局表示・規格課 ・ 消費・安全局農産安全管理課 ・ 消費・安全局畜産安全管理課 ・ 消費・安全局植物防疫課 ・ 消費・安全局動物衛生課		

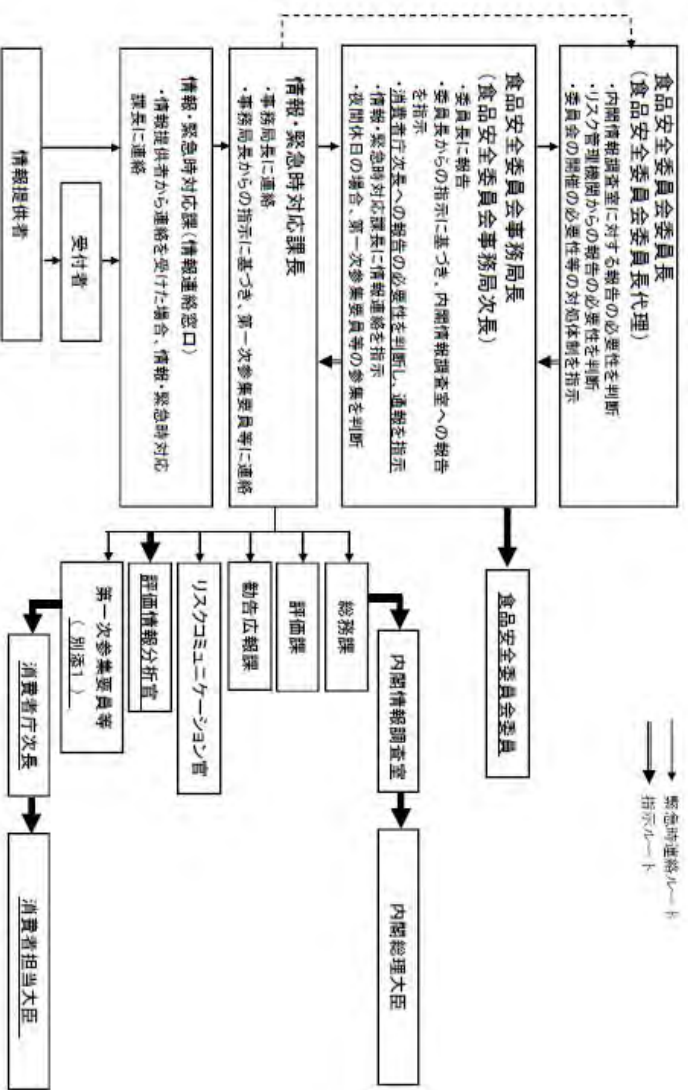
■ 環境省 (代表) 03-3581-3351

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
水・大気環境局土壌環境課	03-5521-8322	03-3501-2717

(別添3) 食品安全委員会緊急時連絡ルート



(別添3) 食品安全委員会緊急時連絡ルート



(別添4-①)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ 消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート
(別紙様式1)
- ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート(別添3)

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通報受理	☐ 消費者安全情報の通報受付シートを用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ ☐ 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに、FAX等による資料の送付を依頼したか？
情報連絡	☐ 聴取した情報の内容について、速やかに情報・緊急時対応課を通じ、同課長まで情報連絡を行ったか？ ◇ 情報・緊急時対応課及び同課長まで連絡がつかなかった場合において、事務局長(委員長)まで速やかに情報連絡を行ったか？ ※ 情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合 ☐ 情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、速やかに情報連絡を行ったか？

(別添4-①)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ 食品危害情報の通報受付シート兼食品危害情報総括官情報共有シート
(別紙様式1)
- ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート(別添3)

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通報受理	☐ 食品危害情報の通報受付票を用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ ☐ 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに、FAX等による資料の送付を依頼したか？
情報連絡	☐ 聴取した情報の内容について、速やかに情報・緊急時対応課を通じ、同課長まで情報連絡を行ったか？ ◇ 情報・緊急時対応課及び同課長まで連絡がつかなかった場合において、事務局長(委員長)まで速やかに情報連絡を行ったか？ ※ 情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合 ☐ 情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、速やかに情報連絡を行ったか？

(別添４－②)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ 食品安全委員会第一次参集要員等（別添１）
- ☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添２）
- ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート（別添３）

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

情報時・対緊急課	☐ 受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当するの か？ ◇該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ ◇他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？ ☐ 委員会委員 ☐ 次長 ☐ 総務課 ☐ 評価課 ☐ 勧告広報課 ☐ リスクコミュニケーション官 ☐ 評価情報分析官 ☐ 事務局長からの指示を受け、消費者庁次長に速やかに報告を行ったか？ ☐ 事務局長からの指示を受け、内閣情報調査室に直ちに報告を行ったか？
事務局長	☐ 委員長に速やかに情報連絡を行ったか？ ☐ 第一次参集要員等の参集が必要かどうかを判断し、情報・緊急時対応課長 に指示したか？（夜間休日に限る） ☐ 消費者庁次長に対する報告が必要な場合、情報・緊急時対応課に対し、速 やかに報告を行うよう指示したか？ ☐ 委員長からの指示を受け、情報・緊急時対応課に対し、内閣情報調査室に 直ちに報告を行うよう指示したか？
委員長	☐ 初動対応の方針を決定するため、委員・事務局会議の開催が必要か？ ☐ 内閣情報調査室に対する報告が必要か？ ◇必要と判断した場合、事務局長に対し、内閣情報調査室への報告を行う よう指示したか？

(別添４－②)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ 食品安全委員会第一次参集要員等（別添１）
- ☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添２）
- ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート（別添３）

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

情報時・対緊急課	☐ 受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当するの か？ ◇該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ ◇他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？ ☐ 委員会委員 ☐ 次長 ☐ 総務課 ☐ 評価課 ☐ 勧告広報課
事務局長	☐ 委員長に速やかに情報連絡を行ったか？ ☐ 第一次参集要員等の参集が必要かどうかを判断し、情報・緊急時対応課長 に指示したか？（夜間休日に限る） ☐ 委員長からの指示を受け、 <u>食品安全担当大臣又は内閣情報調査室に速やか に報告を行うよう指示したか？</u>
委員長	☐ 初動対応の方針を決定するため、委員・事務局会議の開催が必要か？ ☐ <u>食品安全担当大臣、内閣情報調査室</u> に対する報告が必要か？ ◇必要と判断した場合、事務局長に対し、 <u>食品安全担当大臣又は内閣情報 調査室への報告を行うよう指示したか？</u>

(別添4-③)

緊急時における対応チェックリスト
～第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 収集した情報はどこまで連絡済か？ ◇他に情報連絡又は参集が必要な職員はいないか？ ◇リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、情報連絡を行ったか？ ☐ 消費者庁 ☐ 厚生労働省 ☐ 農林水産省 ☐ 環境省
情報収集等	☐ どこから情報を収集すべきか？ ◇リスク管理機関の関係課はどこか？ ◇関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） ☐ 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ ◇他の専門家の紹介依頼が必要か？ ☐ 作成した資料等はどこまで配付すべきか？（FAX等の送付）

(別添4-③)

緊急時における対応チェックリスト
～第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 収集した情報はどこまで連絡済か？ ◇他に情報連絡又は参集が必要な職員はいないか？ ◇リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、情報連絡を行ったか？ ☐ 厚生労働省 ☐ 農林水産省 ☐ 環境省
情報収集等	☐ どこから情報を収集すべきか？ ◇リスク管理機関の関係課はどこか？ ◇関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） ☐ 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ ◇他の専門家の紹介依頼が必要か？ ☐ 作成した資料等はどこまで配付すべきか？（FAX等の送付）

(別添 4-④)

緊急時における対応チェックリスト
～委員・事務局会議の開催時～

【委員・事務局会議において確認・決定すべきと考えられる事項】

状況把握・確認事項	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 過去に発生したことがあるか？（海外での発生状況を含む） ☐ 厚生労働省・農林水産省等の対応状況はどうか？適切に行われているか？ ☐ マスメディア及び国民の反応はどうか？ ◇ どのように報道されているのか？ ◇ 委員会への問合せはあるか？（マスメディア、食の安全ダイヤル等） ◇ 風評被害の可能性はあるか？ ☐ 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？（時期、方法等）
委員会会合の開催	☐ 委員会会合において審議する必要があるか？ ◇ 委員会会合の開催時期は？（臨時開催の必要性） ◇ 臨時開催の場合、開催に係るプレスリリースの時期は？ ☐ リスク管理機関から、緊急事態等の概要等に関する報告するよう依頼する必要があるか？ ☐ 専門委員、専門家に対する出席依頼が必要か？ ☐ 委員会会合の終了後、記者会見が必要か？ ◇ 記者会見の場所、出席者はどうするか？ ☐ 専門調査会の開催が必要か？ ◇ どの専門調査会の開催が必要か？ ◇ 専門調査会の開催時期は？

【必要に応じて決定すべき事項】

今後の対応策	☐ 現地派遣による情報収集を行う必要があるか？ ◇ 誰を派遣すべきか？（委員、専門委員、職員） ☐ 食品健康影響評価を行う必要があるか？ ◇ リスク管理機関から要請はあるか？自ら行う必要があるか？ ☐ リスク管理機関に対し、科学的見地から助言を行う必要があるか？ ☐ どのように情報提供を行うべきか？ ◇ どのような内容の <u>情報提供資料</u> をHP上に掲載するのか？ ◇ HP以外の媒体を用いた情報提供を行うのか？ ☐ 大臣等の国会等への説明を行う必要があるか？ ◇ 誰が対応するか？ ◇ どのような資料を作成するか？
--------	---

(別添 4-④)

緊急時における対応チェックリスト
～委員・事務局会議の開催時～

【委員・事務局会議において確認・決定すべきと考えられる事項】

状況把握・確認事項	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 過去に発生したことがあるか？（海外での発生状況を含む） ☐ 厚生労働省・農林水産省等の対応状況はどうか？適切に行われているか？ ☐ マスメディア及び国民の反応はどうか？ ◇ どのように報道されているのか？ ◇ 委員会への問合せはあるか？（マスメディア、食の安全ダイヤル等） ◇ 風評被害の可能性はあるか？ ☐ 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？（時期、方法等）
委員会会合の開催	☐ 委員会会合において審議する必要があるか？ ◇ 委員会会合の開催時期は？（臨時開催の必要性） ◇ 臨時開催の場合、開催に係るプレスリリースの時期は？ ☐ リスク管理機関から、緊急事態等の概要等に関する報告を受ける必要があるか？ ☐ 専門委員、専門家に対する出席依頼が必要か？ ☐ 委員会会合の終了後、記者会見が必要か？ ◇ 記者会見の場所、出席者はどうするか？ ☐ 専門調査会の開催が必要か？ ◇ どの専門調査会の開催が必要か？ ◇ 専門調査会の開催時期は？

【必要に応じて決定すべき事項】

今後の対応策	☐ <u>食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のため、緊急協議の実施を助言する必要があるか？</u> ☐ <u>食品安全行政に関する関係府省連絡会議を開催すべきか？</u> ☐ 現地派遣による情報収集を行う必要があるか？ ◇ 誰を派遣すべきか？（委員、専門委員、職員） ☐ 食品健康影響評価を行う必要があるか？ ◇ リスク管理機関から要請はあるか？自ら行う必要があるか？ ☐ リスク管理機関に対し、科学的見地から助言を行う必要があるか？ ☐ どのように情報提供を行うべきか？ ◇ どのような内容の <u>ファクトシート</u> 等をHP上に掲載するのか？ ◇ HP以外の媒体を用いた情報提供を行うのか？
--------	---

(別添4-⑤)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等発生時に関する情報提供時～

【情報提供の資料作成時に確認すべき資料】

資料作成	☐ 以下のものを作成したか？ ☐ 情報提供資料 ◇ Q & A ☐ 委員長談話、委員会の考え方 ☐ プレスリリース原稿 ◇ 記者発表原稿 ☐ 想定問答 ☐ 当該緊急事態に関するwebページ ☐ 通知 ☐ 記者レク資料 ☐ 意見交換会及び講演会等資料 ☐ その他（ ）
確認事項	☐ 内容についてリスク管理機関と相互間で十分に調整を行ったか？ ☐ 正確でわかりやすい内容になっているか？また提供の対象は明確になっているか？ ☐ 個人情報について適正に取り扱っているか？ ☐ 公表する資料に一貫性はあるか？ ☐ 公表前に2人以上がチェックを行ったか？

【情報提供時に確認すべき事項】

情報提供	☐ 状況に応じて提供手段を選んでいるか？ ☐ 記者会見 ☐ ホームページ ☐ TV出演（全国ネット・地方局） ◇ ラジオ出演 ☐ 新聞（全国紙・地方紙・ミニコミ紙） ◇ 雑誌 ☐ 政府広報 ◇ CM ☐ 通知 ☐ 意見交換会 ◇ 講演会 ☐ その他（ ）
確認事項	☐ 委員会内で広報担当官を決定し、原則的に広報担当官がマスメディア等に対応しているか？ ☐ 委員長若しくは局長がマスメディア対応等を行う場合、広報担当官が付き添っているか？ ☐ 記者レク等を開催し、当該危害要因等の科学的知見や委員会の見解等についてわかりやすく誤解のないように伝えたか？ ☐ 状況を十分に考慮し、適宜情報を提供しているか？（原則的に定時的に行っているか？） ☐ マスメディア等を通しての情報公開後、誤解や理解不足が生じていないか？ ☐ もし生じていれば、その解消のための対応は行ったか？

(別添4-⑤)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等発生時に関する情報提供時～

【情報提供の資料作成時に確認すべき資料】

資料作成	☐ 以下のものを作成したか？ ☐ ファクトシート ◇ Q & A ☐ 委員長談話、委員会の考え方 ☐ プレスリリース原稿 ◇ 記者発表原稿 ☐ 想定問答 ☐ 当該緊急事態に関するwebページ ☐ 通知 ☐ 記者レク資料 ☐ 意見交換会及び講演会等資料 ☐ その他（ ）
確認事項	☐ 内容についてリスク管理機関と相互間で十分に調整を行ったか？ ☐ 正確でわかりやすい内容になっているか？また提供の対象は明確になっているか？ ☐ 個人情報について適正に取り扱っているか？ ☐ 公表する資料に一貫性はあるか？ ☐ 公表前に2人以上がチェックを行ったか？

【情報提供時に確認すべき事項】

情報提供	☐ 状況に応じて提供手段を選んでいるか？ ☐ 記者会見 ☐ ホームページ ☐ TV出演（全国ネット・地方局） ◇ ラジオ出演 ☐ 新聞（全国紙・地方紙・ミニコミ紙） ◇ 雑誌 ☐ 政府広報 ◇ CM ☐ 通知 ☐ 意見交換会 ◇ 講演会 ☐ その他（ ）
確認事項	☐ 委員会内で広報担当官を決定し、原則的に広報担当官がマスメディア等に対応しているか？ ☐ 委員長若しくは局長がマスメディア対応等を行う場合、広報担当官が付き添っているか？ ☐ 記者レク等を開催し、当該危害要因等の科学的知見や委員会の見解等についてわかりやすく誤解のないように伝えたか？ ☐ 状況を十分に考慮し、適宜情報を提供しているか？（原則的に定時的に行っているか？） ☐ マスメディア等を通しての情報公開後、誤解や理解不足が生じていないか？ ☐ もし生じていれば、その解消のための対応は行ったか？

(別添 3)

食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

(改正案)	(現行)
食品安全委員会緊急時対応指針 平成 17 年 4 月 21 日 食品安全委員会決定 平成 17 年 10 月 6 日 一 部 改 正 平成 18 年 4 月 27 日 一 部 改 正 平成 18 年 8 月 31 日 一 部 改 正 平成 20 年 7 月 3 日 一 部 改 正 平成 20 年 11 月 13 日 一 部 改 正 平成 25 年 月 日 <u>一 部</u> 改 正 <u>平成 25 年 月 日 最 終 改 正</u> 本指針は、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成 24 年 9 月 28 日関係閣僚申合せ。以下「基本要綱」という。）、「消費者安全情報総括官制度について」（平成 24 年 9 月 28 日関係府省局長申合せ。以下「総括官制度」という。）及び「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」（平成 17 年 4 月 21 日関係府省申合せ。以下「実施要綱」という。）に即し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 1 項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等への対応に関する手順を定めるものである。	食品安全委員会緊急時対応指針 平成 17 年 4 月 21 日 食品安全委員会決定 平成 17 年 10 月 6 日 一 部 改 正 平成 18 年 4 月 27 日 一 部 改 正 平成 18 年 8 月 31 日 一 部 改 正 平成 20 年 7 月 3 日 一 部 改 正 平成 20 年 11 月 13 日 一 部 改 正 平成 25 年 月 日 <u>最 終</u> 改 正 本指針は、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成 24 年 9 月 28 日関係閣僚申合せ。以下「基本要綱」という。）、「消費者安全情報総括官制度について」（平成 24 年 9 月 28 日関係府省局長申合せ。以下「総括官制度」という。）及び「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」（平成 17 年 4 月 21 日関係府省申合せ。以下「実施要綱」という。）に即し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 1 項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等への対応に関する手順を定めるものである。

I 対象となる緊急事態等

本指針において、緊急事態等とは、基本要綱において定められた緊急事態等のうち、食中毒及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要する事態とする。具体的には、

- ① 被害が大規模又は広域であり、かつ委員会及びリスク管理機関（消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において対応の調整を要すると考えられる事態
- ② 科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態
- ③ ①又は②に該当しないが、社会的影響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事態が想定される。

II 緊急時対応の基本方針

緊急事態等への対応に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、平時から、国民の生命又は健康の保護に直接関わる食品の摂取等による危害に関する情報及び食品の関与が疑われる危害に関する情報（以下「食品危害情報」という。）の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、リスク管理機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

また、収集した情報の評価、緊急事態等であるかどうかの判断その他の緊急時対応は、特定の感受性集団（乳幼児、妊婦、高齢者等）への影響等を考慮しつつ、常に最悪の事態も想定して行うこととする。

I 対象となる緊急事態等

本指針において、緊急事態等とは、基本要綱において定められた緊急事態等のうち、食中毒及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要する事態とする。具体的には、

- ① 被害が大規模又は広域であり、かつ委員会及びリスク管理機関（消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において対応の調整を要すると考えられる事態
- ② 科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態
- ③ ①又は②に該当しないが、社会的影響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事態が想定される。

II 緊急時対応の基本方針

緊急事態等への対応に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、平時から、国民の生命又は健康の保護に直接関わる食品の摂取等による危害に関する情報及び食品の関与が疑われる危害に関する情報（以下「食品危害情報」という。）の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、リスク管理機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

また、収集した情報の評価、緊急事態等であるかどうかの判断その他の緊急時対応は、特定の感受性集団（乳幼児、妊婦、高齢者等）への影響等を考慮しつつ、常に最悪の事態も想定して行うこととする。

Ⅲ 平時からの対応 1 平時からの準備体制 <u>総務課</u>は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を<u>実施</u>しておくこととする。 (1) 委員会内における本指針の内容の周知徹底及び食中毒等による緊急事態等が発生した場合において必要となる書類等の<u>作成及び整理に係る体制の整備</u> (2) 夜間休日に食中毒等による緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）及び食中毒等の原因により必要に応じて参集すべき職員（以下「原因別参集要員」という。）の指定（別添1「食品安全委員会第一次参集要員等」参照） (3) 夜間休日を含む情報連絡体制の<u>整備</u>（委員、事務局管理職職員及び第一次参集要員等に対する緊急連絡カードの常時携帯の徹底並びに電話による情報連絡の訓練の実施） (4) 夜間休日を含むリスク管理機関に対する情報連絡窓口の設置 (5) 専門家リストの作成及び定期的な更新（<u>評価第一課及び評価第二課と連携</u>） (6) 関係試験研究機関リスト及び海外からの情報収集先（関係国際機関及び主要国の公的機関等）リストの作成及び定期的な更新（<u>情報・勧告広報課と連携</u>） 2 平時からの情報収集等	Ⅲ 平時からの対応 1 平時からの準備体制 <u>情報・緊急時対応課</u>は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を<u>準備</u>しておくこととする。 (1) 委員会内における本指針の内容の周知徹底及び食中毒等による緊急事態等が発生した場合において必要となる書類等の整理 (2) 夜間休日に食中毒等による緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）及び食中毒等の原因により必要に応じて参集すべき職員（以下「原因別参集要員」という。）の指定（別添1「食品安全委員会第一次参集要員等」参照） (3) 夜間休日を含む情報連絡体制の<u>確立</u>（委員、事務局管理職職員及び第一次参集要員等に対する緊急連絡カードの常時携帯の徹底並びに電話による情報連絡の訓練の実施） (4) 夜間休日を含むリスク管理機関に対する情報連絡窓口の設置 (5) 専門家リストの作成及び定期的な更新（<u>評価課及び勧告広報課と連携</u>） (6) 関係試験研究機関リスト及び海外からの情報収集先（関係国際機関及び主要国の公的機関等）リストの作成及び定期的な更新 2 平時からの情報収集等
--	---

(1) <u>総務課</u>による情報収集等 ① <u>総務課</u>は、平時から、<u>評価第一課、評価第二課及び情報・勧告広報課</u>と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、広く食品危害情報及び科学的知見の収集を行うこととする。 ・ 委員及び専門委員 ・ リスク管理機関 ・ 海外関係（関係国際機関、主要国の公的機関、在外公館等） ② <u>総務課</u>は、①の規定により収集した食品危害情報及び科学的知見について、<u>情報・勧告広報課に速やかに提供することとする。</u> (2) <u>情報・勧告広報課</u>による情報収集等 ① <u>情報・勧告広報課</u>は、平時から、<u>事務局各課</u>と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食	(1) <u>情報・緊急時対応課</u>による情報収集等 ① <u>情報・緊急時対応課</u>は、平時から、<u>評価課及び勧告広報課</u>と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、<u>直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて</u>、広く食品危害情報及び科学的知見の収集を行うこととする。 ・ 委員及び専門委員 ・ リスク管理機関 ・ <u>地方公共団体</u> ・ <u>関係試験研究機関（厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、厚生労働省国立感染症研究所、（独）国立健康・栄養研究所、農林水産省動物医薬品検査所、（独）農林水産消費安全技術センター、（独）農業・食品産業技術総合研究機構、（独）農業環境技術研究所、（独）農業生物資源研究所、（独）国際農林水産業研究センター、（独）水産総合研究センター等）</u> ・ <u>関係団体（医療機関等）</u> ・ 海外関係（関係国際機関、主要国の公的機関、在外公館等） ② <u>情報・緊急時対応課</u>は、①の規定により収集した食品危害情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、<u>委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。</u> ③ <u>委員長</u>は、②の規定による報告を受けた場合において、<u>委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。</u> (2) <u>勧告広報課</u>による情報収集等 <u>勧告広報課</u>は、平時において、<u>食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等</u>を通じ、<u>食品危害情報を収集した場合には、遅滞なく情報・緊急時対応課に提供することと</u>
---	--

<u>品危害情報及び科学的知見の収集を行うこととする。</u> ・ <u>食の安全ダイヤル及び食品安全モニター</u> ・ <u>地方公共団体</u> ・ <u>関係試験研究機関（厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、厚生労働省国立感染症研究所、（独）国立健康・栄養研究所、農林水産省動物医薬品検査所、（独）農林水産消費安全技術センター、（独）農業・食品産業技術総合研究機構、（独）農業環境技術研究所、（独）農業生物資源研究所、（独）国際農林水産業研究センター、（独）水産総合研究センター等）</u> ・ <u>関係団体（医療機関等）</u> <u>② 情報・勧告広報課は、①及び（１）①の規定により収集した食品危害情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。また、重要度の高い情報については、別途直ちに総務課に連絡することとする。</u> <u>③ 委員長は、②の規定による報告を受けた場合において、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。</u> （３）委員及び専門委員による情報収集等 委員及び専門委員は、食品危害情報及び関連する科学的知見を入手した場合は、入手した情報について、必要に応じ、事務局に提供することとする。 （４）科学的知見に基づく概要書の作成 <u>情報・勧告広報課は、平時から、必要に応じ、評価第一課及び評価第二課と連携して、（１）、（２）及び（３）の規定により収集された食品危害情報や科学的知</u>	<u>する。</u> （３）委員及び専門委員による情報収集等 委員及び専門委員は、食品危害情報及び関連する科学的知見を入手した場合は、入手した情報について、必要に応じ、事務局に提供することとする。 （４）科学的知見に基づく概要書の作成 <u>情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、（１）、（２）及び（３）の規定により収集された食品危害情報や科学的知見</u>
--	---

見を基に、概要書（以下「ファクトシート等」という。）を事前に作成しておくこととする。 3 平時からの情報提供等 （１）<u>情報・勧告広報課</u>は、平時から、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し、食品危害情報及び科学的知見の提供を行うこととする。 （２）<u>情報・勧告広報課</u>及びリスクコミュニケーション官は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。 4 リスク管理機関との緊密な連携 （１）委員会は、情報連絡窓口である<u>総務課</u>を通じて、リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課（別添２「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）との間で、食品危害情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。 （２）委員会は、厚生労働省から、毎年１回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。 （３）委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。	を基に、概要書（以下「ファクトシート等」という。）を事前に作成しておくこととする。 3 平時からの情報提供等 （１）<u>勧告広報課及び情報・緊急時対応課</u>は、平時から、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し、食品危害情報及び科学的知見の提供を行うこととする。 （２）<u>勧告広報課</u>及びリスクコミュニケーション官は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。 4 リスク管理機関との緊密な連携 （１）委員会は、情報連絡窓口である<u>情報・緊急時対応課</u>を通じて、リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課（別添２「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）との間で、食品危害情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。 （２）委員会は、厚生労働省から、毎年１回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。 （３）委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。
---	---

(4) 委員会は、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）等に基づき、平時から、次に掲げる会議等を通じ、リスク管理機関との情報交換を行うこととする。 ① 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。） ② 関係府省連絡会議幹事会 ③ 食品リスク情報関係府省担当者会議 5 緊急時対応訓練の実施 (1) 委員会は、平時から、本指針に基づく緊急時対応の訓練を実施し、食中毒等による緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとする。 (2) 委員会は、企画等専門調査会に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。 IV 初動対応 1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理 委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート」（別紙様式1）により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。	(4) 委員会は、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）等に基づき、平時から、次に掲げる会議等を通じ、リスク管理機関との情報交換を行うこととする。 ① 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。） ② 関係府省連絡会議幹事会 ③ 食品リスク情報関係府省担当者会議 5 緊急時対応訓練の実施 (1) 委員会は、平時から、本指針に基づく緊急時対応の訓練を実施し、食中毒等による緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとする。 (2) 委員会は、企画等専門調査会に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。 IV 初動対応 1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理 委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート」（別紙様式1）により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。
--	--

2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡 (1) 1の受付者は、当該情報について、速やかに<u>総務課</u>に情報連絡を行うこととする。 なお、<u>総務課</u>は、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外で、緊急事態等に該当すると認める場合には、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する第一報の連絡を迅速に行うこととする。 (2) <u>総務課</u>は、1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると認めるときは、「食品安全委委員会緊急時連絡ルート」（別添3）を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。 事務局長は、<u>総務課</u>からの連絡を受けた後、速やかに委員長（委員長と連絡が取れない場合には、委員長代理とする。以下同じ。）に第一報を連絡することとする。 (3) 事務局長は、1で受理した情報の提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、総括官制度の2.（1）に定める重要事案であると認めるときは、総括官制度に基づき、消費者安全情報総括官である消費者庁次長に速やかに通報することとする。 (4) 委員長は、1で受理した情報の提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態で、政府一体となった初動対処体制が必要であると認めるときは、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づき、内閣情報調査室に対し、直ちに報告を行うよう事務局長に指示することとする。	2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡 (1) 1の受付者は、当該情報について、速やかに<u>情報・緊急時対応課</u>に情報連絡を行うこととする。 なお、<u>情報・緊急時対応課</u>は、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外で、緊急事態等に該当すると認める場合には、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する第一報の連絡を迅速に行うこととする。 (2) <u>情報・緊急時対応課</u>は、1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると認めるときは、「食品安全委委員会緊急時連絡ルート」（別添3）を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。 事務局長は、<u>情報・緊急時対応課</u>からの連絡を受けた後、速やかに委員長（委員長と連絡が取れない場合には、委員長代理とする。以下同じ。）に第一報を連絡することとする。 (3) 事務局長は、1で受理した情報の提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、総括官制度の2.（1）に定める重要事案であると認めるときは、総括官制度に基づき、消費者安全情報総括官である消費者庁次長に速やかに通報することとする。 (4) 委員長は、1で受理した情報の提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態で、政府一体となった初動対処体制が必要であると認めるときは、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づき、内閣情報調査室に対し、直ちに報告を行うよう事務局長に指示することとする。
--	--

3 第一次参集要員等の対応 (1) 事務局長は、委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。 また、事務局長は、夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると認めるときは、<u>総務課長</u>を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。 (2) 第一次参集要員及び原因別参集要員は、<u>総務課長</u>の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。 ① 迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該危害要因に関する科学的知見の収集及び関連する既存資料の確認 ② 収集した情報等の分析、整理及び資料等の作成 ③ 他に必要と考えられる職員等に対する情報連絡又は参集の指示 4 初動対応の決定 (1) 委員・事務局会議の開催 委員長は、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ（以下「委員・事務局会議」という。）の開催が必要であると認めるときは、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。 委員・事務局会議においては、情報連絡の内容及び新たに収集した情報の内容を踏まえ、委員会会合又は専門調査会において審議する必要があるかどうかを検討し、必要があると認めるときは、臨時開催の必要性も含め、それらの開催に必要な事項等について検討する。	3 第一次参集要員等の対応 (1) 事務局長は、委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。 また、事務局長は、夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると認めるときは、<u>情報・緊急時対応課長</u>を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。 (2) 第一次参集要員及び原因別参集要員は、<u>情報・緊急時対応課長</u>の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。 ① 迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該危害要因に関する科学的知見の収集及び関連する既存資料の確認 ② 収集した情報等の分析、整理及び資料等の作成 ③ 他に必要と考えられる職員等に対する情報連絡又は参集の指示 4 初動対応の決定 (1) 委員・事務局会議の開催 委員長は、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ（以下「委員・事務局会議」という。）の開催が必要であると認めるときは、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。 委員・事務局会議においては、情報連絡の内容及び新たに収集した情報の内容を踏まえ、委員会会合又は専門調査会において審議する必要があるかどうかを検討し、必要があると認めるときは、臨時開催の必要性も含め、それらの開催に必要な事項等について検討する。
---	---

(2) 委員会会合の開催 委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると認めるときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、Vに掲げる対応策を決定することとする。 この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると認めるときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。 なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒等による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。 (3) 専門調査会会合の開催 委員長は、必要に応じて、関係する専門調査会の座長に対し、専門調査会の開催を指示し、必要な情報の収集又はリスクコミュニケーションの方法の決定等について専門的知見に基づき審議させることとする。 (4) 食品安全担当大臣への報告 委員会は、リスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。 5 その他 食中毒等による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階において、「緊急時における対応チェックリスト」（別添4）を活用	(2) 委員会会合の開催 委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると認めるときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、Vに掲げる対応策を決定することとする。 この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると認めるときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。 なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒等による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。 (3) 専門調査会会合の開催 委員長は、必要に応じて、関係する専門調査会の座長に対し、専門調査会の開催を指示し、必要な情報の収集又はリスクコミュニケーションの方法の決定等について専門的知見に基づき審議させることとする。 (4) 食品安全担当大臣への報告 委員会は、リスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。 5 その他 食中毒等による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階において、「緊急時における対応チェックリスト」（別添4）を活用
--	--

し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。 (1) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時 (2) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時 (3) 第一次参集要員等の参集時 (4) 委員・事務局会議の開催時 V 対応策の実施等 1 緊急時における情報収集等 (1) 緊急時における情報収集等 ① 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、Ⅲ 2 の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。 ② 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、Ⅲ 2 (4) の規定による当該緊急事態等に関するファクトシート等を活用するほか、①の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、各課連携して、別に定める「食品安全委員会緊急時対応手順書」等に基づき、情報提供資料を速やかに作成することとする。 ③ 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、①の規定により収集された科学的知見を基に、②の規定による情報提供資料の作成と併せて、必要に応じ、各課連携して、情報提供資料に関するQ & Aを作成することとする。 (2) 現地派遣等による情報収集等 ① 職員等の現地及び政府対策本部等への派遣の決定 委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地、政府対策本部等への派遣による情報収集の	し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。 (1) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時 (2) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時 (3) 第一次参集要員等の参集時 (4) 委員・事務局会議の開催時 V 対応策の実施等 1 緊急時における情報収集等 (1) 緊急時における情報収集等 ① 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、Ⅲ 2 の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。 ② 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、Ⅲ 2 (4) の規定による当該緊急事態等に関するファクトシート等を活用するほか、①の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、各課連携して、別に定める「食品安全委員会緊急時対応手順書」等に基づき、情報提供資料を速やかに作成することとする。 ③ 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、①の規定により収集された科学的知見を基に、②の規定による情報提供資料の作成と併せて、必要に応じ、各課連携して、情報提供資料に関するQ & Aを作成することとする。 (2) 現地派遣等による情報収集等 ① 職員等の現地及び政府対策本部等への派遣の決定 委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地、政府対策本部等への派遣による情報収集の
---	---

必要性について検討を行い、必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。 具体的に、職員等の現地派遣等が必要となり得る場合としては、主に、 ・ 食中毒等による緊急事態等の発生に伴い政府対策本部、現地対策本部等が設置され、現地等において集約された情報収集が必要であると認める場合 ・ 委員会及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合 ・ 委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、<u>現地等</u>で直接に情報を収集する必要があると認める場合 が想定される。 ② 派遣された職員等の現地における活動 ア 派遣された職員等は、現地で収集した情報等について、<u>情報・勧告広報課</u>に対し、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、連絡することとする。 イ 派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うとともに、助言内容については、現地の関係者及び委員会において、情報の共有化を図ることとする。 (3) 調査による情報収集 委員会は、緊急時対応を適切に行うため、必要に応じ、独自に食品安全確保総合調査等の調査を行うほか、関係試験研究機関に対し、直接に（独立行政法人の場合は関係各大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請し、情報の収集を行うこととする。 2 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション (1) <u>情報・勧告広報課</u>は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、V 1 (1)	必要性について検討を行い、必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。 具体的に、職員等の現地派遣等が必要となり得る場合としては、主に、 ・ 食中毒等による緊急事態等の発生に伴い政府対策本部、現地対策本部等が設置され、現地等において集約された情報収集が必要であると認める場合 ・ 委員会及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合 ・ 委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、<u>現地で</u>直接に情報を収集する必要があると認める場合 が想定される。 ② 派遣された職員等の現地における活動 ア 派遣された職員等は、現地で収集した情報等について、<u>情報・緊急時対応課</u>に対し、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、連絡することとする。 イ 派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うとともに、助言内容については、現地の関係者及び委員会において、情報の共有化を図ることとする。 (3) 調査による情報収集 委員会は、緊急時対応を適切に行うため、必要に応じ、独自に食品安全確保総合調査等の調査を行うほか、関係試験研究機関に対し、直接に（独立行政法人の場合は関係各大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請し、情報の収集を行うこととする。 2 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション (1) <u>勧告広報課</u>は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、V 1 (1) ②の
---	---

②の規定において作成された情報提供資料を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、また、地方公共団体等関係機関の協力を得てきめ細かく国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。 また、リスクコミュニケーション官とともに、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。 (2) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、<u>総務課</u>が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に十分な調整を図ることとする。 (3) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、「緊急時における対応チェックリスト」(別添4-⑤)を活用し、適切に行うこととする。なお、原則として、新たな情報の有無にかかわらず、定時又は定期的に情報を提供することとする。 (4) 収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、Ⅲ2(1)に掲げる情報収集先については<u>総務課が、Ⅲ2(2)に掲げる情報収集先については情報・勧告広報課が、事務局各課と連携して、速やかに情報を提供することとする。</u>なお、諸外国のリスク評価等に影響すると考えられる事態については、概要の翻訳を行う等、適切な情報発信に努めることとする。 3 食品健康影響評価等 (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公	規定において作成された情報提供資料を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、また、地方公共団体等関係機関の協力を得てきめ細かく国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。 また、リスクコミュニケーション官とともに、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。 (2) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、<u>情報・緊急時対応課</u>が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に十分な調整を図ることとする。 (3) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、「緊急時における対応チェックリスト」(別添4-⑤)を活用し、適切に行うこととする。なお、原則として、新たな情報の有無にかかわらず、定時又は定期的に情報を提供することとする。 (4) <u>情報・緊急時対応課は、</u>収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、Ⅲ2(1)①に掲げる情報収集先等に対し、<u>速やかに情報を提供することとする。</u>なお、諸外国のリスク評価等に影響すると考えられる事態については、概要の翻訳を行う等、適切な情報発信に努めることとする。 3 食品健康影響評価等 (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公
--	--

表することとする。 なお、委員会は、食品健康影響評価を行う場合には、必要に応じて関係する専門調査会の座長に対し、速やかにその開催を指示し、科学的知見に基づく審議を求めることとする。 (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると認めるときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。 (3) 委員会は、緊急事態等の事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施する等により迅速かつ柔軟に対応することとする。 (4) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。 4 勧告及び意見 (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。 (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。 (3) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の	表することとする。 なお、委員会は、食品健康影響評価を行う場合には、必要に応じて関係する専門調査会の座長に対し、速やかにその開催を指示し、科学的知見に基づく審議を求めることとする。 (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると認めるときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。 (3) 委員会は、緊急事態等の事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施する等により迅速かつ柔軟に対応することとする。 (4) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。 4 勧告及び意見 (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。 (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。 (3) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の
--	--

確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。 5 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要であると認めるときは、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。 VI その他 1 緊急事態等の収束 緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。 2 事後検証及び指針の改定 (1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、IVに定める初動対応を行った者は、「緊急時における対応記録票」（別紙様式2）により、実施した対応等の記録を行い、速やかに<u>情報・勧告広報課</u>へ提出することとする。 (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、内閣官房又は消費者庁により緊急対策本部が設置され、又は消費者安全情報総括官会議が開催された場合には、企画等専門調査会に対し、<u>情報・勧告広報課</u>が作成した緊急時対応の記録及び<u>事務局各課</u>が作成した<u>情報提供資料</u>等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。 なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会	確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。 5 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要であると認めるときは、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。 VI その他 1 緊急事態等の収束 緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。 2 事後検証及び指針の改定 (1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、IVに定める初動対応を行った者は、「緊急時における対応記録票」（別紙様式2）により、実施した対応等の記録を行い、速やかに<u>情報・緊急時対応課</u>へ提出することとする。 (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、内閣官房又は消費者庁により緊急対策本部が設置され、又は消費者安全情報総括官会議が開催された場合には、企画等専門調査会に対し、<u>情報・緊急時対応課</u>が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。 なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会
--	--

合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告するよう依頼することとする。 (3) 委員会は、事後検証の結果又はその他の理由により必要があると認めるときは、本指針を改定することとする。 3 その他 本指針に定めるもののほか、委員会による緊急事態等への対応に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。 附 則 この決定は、食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第 号）の施行の日から施行する。	合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告するよう依頼することとする。 (3) 委員会は、事後検証の結果又はその他の理由により必要があると認めるときは、本指針を改定することとする。 3 その他 本指針に定めるもののほか、委員会による緊急事態等への対応に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。
--	---

(別紙様式1)

消費者安全情報の通報受付シート 兼 消費者安全情報総括官通報シート

通報日時		平成 年 月 日 () (時 分)	
連絡窓口担当者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
受付者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	発生日時	平成 年 月 日 () (時 分)	
	発生場所		
	患者数・死者数		
	原因食品・製品・施設	(推定・確定)	
	(食品の場合) 病因物質		
	発生状況 及び 被害の内容		
	措置状況		
	緊急度	高い 不明 高くない	
備 考			

(注)論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入手すること。

(注)緊急度は、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要性について、被害の拡大の観点や社会的な関心の動向等から記入すること。

(別紙様式1)

消費者安全情報の通報受付シート 兼 消費者安全情報総括官通報シート

通報日時		平成 年 月 日 () (時 分)	
連絡窓口担当者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
受付者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	発生日時	平成 年 月 日 () (時 分)	
	発生場所		
	患者数・死者数		
	原因食品・製品・施設	(推定・確定)	
	(食品の場合) 病因物質		
	発生状況 及び 被害の内容		
	措置状況		
	緊急度	高い 不明 高くない	
備 考			

(注)論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入手すること。

(注)緊急度は、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要性について、被害の拡大の観点や社会的な関心の動向等から記入すること。

(別紙様式2)

緊急時における対応記録票

対応日：平成 年 月 日 ()

対応者： 課 ()

☐ 情報連絡・受信記録			
月 日 () 時 分		受付方法	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール
連絡者	所 属		
	氏 名		
	連絡先	TEL: - - (内線:)	
<連絡内容> ※詳細に記入すること(発生日時・場所、患者数、発生原因・状況等)			
参考関連資料の有無			
☐ 有 ☐ 無			
(※有の場合は要添付)			
情報連絡先	☐ 委員会委員 ☐ 局長 ☐ 次長 ☐ 総務課 ☐ 評価第一課		
	☐ 評価第二課 ☐ 情報・勧告広報課 ☐ リスクコミュニケーション官		
	☐ 評価情報分析官 (※連絡済みのところに✓を記入)		

☐ 対応記録	
件 名	月 日 () 時 分
<対応内容> ※詳細に記入すること	

※ 記入後は速やかに情報・勧告広報課交流係まで提出すること

(別紙様式2)

緊急時における対応記録票

対応日：平成 年 月 日 ()

対応者： 課 ()

☐ 情報連絡・受信記録			
月 日 () 時 分		受付方法	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール
連絡者	所 属		
	氏 名		
	連絡先	TEL: - - (内線:)	
<連絡内容> ※詳細に記入すること(発生日時・場所、患者数、発生原因・状況等)			
参考関連資料の有無			
☐ 有 ☐ 無			
(※有の場合は要添付)			
情報連絡先	☐ 委員会委員 ☐ 局長 ☐ 次長 ☐ 総務課 ☐ 評価課		
	☐ 情報・緊急時対応課 ☐ 勧告広報課 ☐ リスクコミュニケーション官		
	☐ 評価情報分析官 (※連絡済みのところに✓を記入)		

☐ 対応記録	
件 名	月 日 () 時 分
<対応内容> ※詳細に記入すること	

※ 記入後は速やかに情報・緊急時対応課緊急時対応係まで提出すること

(別添1)

食品安全委員会第一次参集要員等

【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)

総務課	課長補佐(総括・緊急時対応担当) 総括係長
情報・勧告広報課	課長補佐(管理・勧告・モニタリング担当) 課長補佐(情報担当) 交流係長

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
評価第二課	課長補佐(微生物・ウイルス・寄生虫・プリオン・自然毒担当)
情報・勧告広報課	情報第2係長
原因が化学物質系の場合	
評価第一課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(農薬担当) 課長補佐(化学物質等担当)
情報・勧告広報課	情報第1係長
原因が新食品等他の場合	
評価第二課	課長補佐(新食品等担当) 課長補佐(動物用医薬品・飼料・肥料等担当)
情報・勧告広報課	情報第2係長
上記に加え、原因が海外関係の場合	
総務課	課長補佐(国際・調査・研究担当)

(別添1)

食品安全委員会第一次参集要員等

【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)

情報・緊急時対応課	課長補佐(管理担当) 課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当) 課長補佐(情報担当) 緊急時対応係長
-----------	--

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
評価課	課長補佐(微生物・ウイルス・プリオン・自然毒担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長
原因が化学物質系の場合	
評価課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(残留農薬担当) 課長補佐(残留動物用医薬品) 課長補佐(化学物質・汚染物質等担当) 課長補佐(器具・容器包装担当)
情報・緊急時対応課	情報第1係長
原因が新食品等他の場合	
評価課	課長補佐(新食品等) 課長補佐(飼料・肥料等担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長

(別添2)

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

■ 消費者庁 (代表) 03-3507-8800

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費者安全課	03-3507-9201	03-3507-9290
【関係課】		
・ 消費者政策課		

■ 厚生労働省 (代表) 03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬食品局食品安全部企画情報課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
・ 医薬食品局食品安全部基準審査課 ・ 医薬食品局食品安全部監視安全課		

■ 農林水産省 (代表) 03-3502-8111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局消費・安全政策課食品 安全危機管理官	03-3502-2319	03-3597-0329
【関係課】		
・ 消費・安全局総務課 ・ 消費・安全局消費・安全政策課 ・ 消費・安全局国際基準課 ・ 消費・安全局表示・規格課 ・ 消費・安全局農産安全管理課 ・ 消費・安全局畜水産安全管理課 ・ 消費・安全局植物防疫課 ・ 消費・安全局動物衛生課		

■ 環境省 (代表) 03-3581-3351

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
水・大気環境局土壌環境課	03-5521-8338	03-3501-2717

(別添2)

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

■ 消費者庁 (代表) 03-3507-8800

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費者安全課	03-3507-9201	03-3507-9290
【関係課】		
・ 消費者政策課		

■ 厚生労働省 (代表) 03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬食品局食品安全部企画情報課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
・ 医薬食品局食品安全部基準審査課 ・ 医薬食品局食品安全部監視安全課		

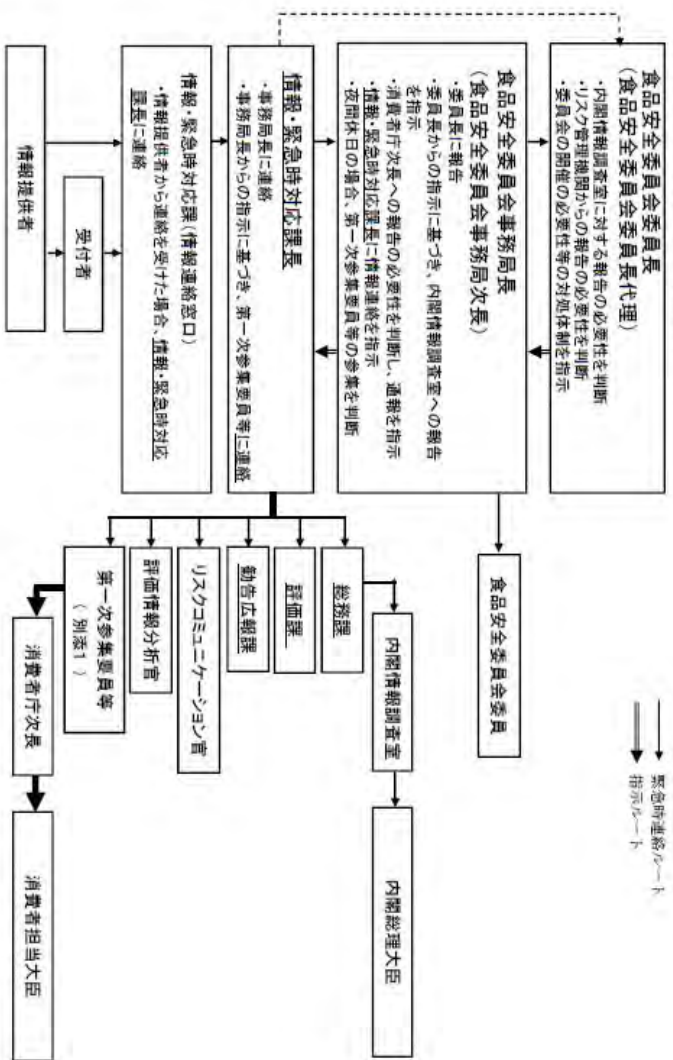
■ 農林水産省 (代表) 03-3502-8111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局消費・安全政策課食品 安全危機管理官	03-3502-2319	03-3597-0329
【関係課】		
・ 消費・安全局総務課 ・ 消費・安全局消費・安全政策課 ・ 消費・安全局国際基準課 ・ 消費・安全局表示・規格課 ・ 消費・安全局農産安全管理課 ・ 消費・安全局畜水産安全管理課 ・ 消費・安全局植物防疫課 ・ 消費・安全局動物衛生課		

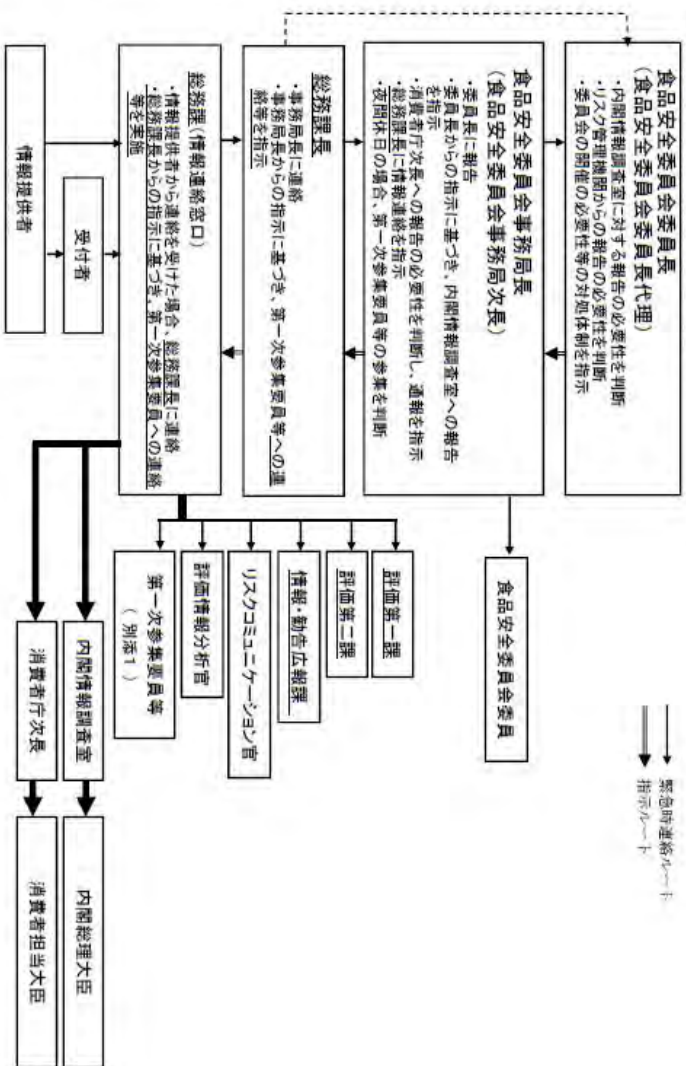
■ 環境省 (代表) 03-3581-3351

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
水・大気環境局土壌環境課	03-5521-8338	03-3501-2717

(別添3) 食品安全委員会緊急時連絡ルート



(別添3) 食品安全委員会緊急時連絡ルート



(別添4-①)

緊急時における対応チェックリスト

～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ 消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート
(別紙様式1)
- ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート(別添3)

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通 報 受 理	☐ 消費者安全情報の通報受付シートを用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ ☐ 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに、FAX等による資料の送付を依頼したか？
情 報 連 絡	☐ 聴取した情報について、速やかに総務課を通じ、同課長まで情報連絡を行ったか？ ◇ 総務課及び同課長まで連絡がつかなかった場合において、事務局長(委員長)まで速やかに情報連絡を行ったか？ ※ 情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合 ☐ 総務課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、速やかに情報連絡を行ったか？

(別添4-①)

緊急時における対応チェックリスト

～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ 消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート
(別紙様式1)
- ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート(別添3)

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通 報 受 理	☐ 消費者安全情報の通報受付シートを用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ ☐ 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに、FAX等による資料の送付を依頼したか？
情 報 連 絡	☐ 聴取した情報について、速やかに情報・緊急時対応課を通じ、同課長まで情報連絡を行ったか？ ◇ 情報・緊急時対応課及び同課長まで連絡がつかなかった場合において、事務局長(委員長)まで速やかに情報連絡を行ったか？ ※ 情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合 ☐ 情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、速やかに情報連絡を行ったか？

(別添4-②)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ 食品安全委員会第一次参集要員等（別添1）
- ☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）
- ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート（別添3）

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

総務課	☐ 受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当する のか？ ◇該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ ◇他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？ ☐ 委員会委員 ☐ 次長 ☐ 評価第一課 ☐ 評価第二課 ☐ 情報・勧告広報課 ☐ リスクコミュニケーション官 ☐ 評価情報分析官 ☐ 事務局長からの指示を受け、消費者庁次長に速やかに報告を行ったか？ ☐ 事務局長からの指示を受け、内閣情報調査室に直ちに報告を行ったか？
事務局長	☐ 委員長に速やかに情報連絡を行ったか？ ☐ 第一次参集要員等の参集が必要かどうかを判断し、総務課長に指示した か？（夜間休日に限る） ☐ 消費者庁次長に対する報告が必要な場合、総務課に対し、速やかに報告 を行うよう指示したか？ ☐ 委員長からの指示を受け、総務課に対し、内閣情報調査室に直ちに報告 を行うよう指示したか？
委員長	☐ 初動対応の方針を決定するため、委員・事務局会議の開催が必要か？ ☐ 内閣情報調査室に対する報告が必要か？ ◇必要と判断した場合、事務局長に対し、内閣情報調査室への報告を行 うよう指示したか？

(別添4-②)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ 食品安全委員会第一次参集要員等（別添1）
- ☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）
- ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート（別添3）

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

情報 時・ 対応 課	☐ 受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当するの か？ ◇該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ ◇他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？ ☐ 委員会委員 ☐ 次長 ☐ 総務課 ☐ 評価課 ☐ 勧告広報課 ☐ リスクコミュニケーション官 ☐ 評価情報分析官 ☐ 事務局長からの指示を受け、消費者庁次長に速やかに報告を行ったか？ ☐ 事務局長からの指示を受け、内閣情報調査室に直ちに報告を行ったか？
事務局長	☐ 委員長に速やかに情報連絡を行ったか？ ☐ 第一次参集要員等の参集が必要かどうかを判断し、情報・緊急時対応課長 に指示したか？（夜間休日に限る） ☐ 消費者庁次長に対する報告が必要な場合、情報・緊急時対応課に対し、速 やかに報告を行うよう指示したか？ ☐ 委員長からの指示を受け、情報・緊急時対応課に対し、内閣情報調査室に 直ちに報告を行うよう指示したか？
委員長	☐ 初動対応の方針を決定するため、委員・事務局会議の開催が必要か？ ☐ 内閣情報調査室に対する報告が必要か？ ◇必要と判断した場合、事務局長に対し、内閣情報調査室への報告を行 うよう指示したか？

(別添4-③)

緊急時における対応チェックリスト
～第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 収集した情報はどこまで連絡済みか？ ◇他に情報連絡又は参集が必要な職員はいないか？ ◇リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、情報連絡を行ったか？ ☐ 消費者庁 ☐ 厚生労働省 ☐ 農林水産省 ☐ 環境省
情報収集等	☐ どこから情報を収集すべきか？ ◇リスク管理機関の関係課はどこか？ ◇関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） ☐ 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ ◇他の専門家の紹介依頼が必要か？ ☐ 作成した資料等はどこまで配付すべきか？（FAX等の送付）

(別添4-③)

緊急時における対応チェックリスト
～第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 収集した情報はどこまで連絡済みか？ ◇他に情報連絡又は参集が必要な職員はいないか？ ◇リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、情報連絡を行ったか？ ☐ 消費者庁 ☐ 厚生労働省 ☐ 農林水産省 ☐ 環境省
情報収集等	☐ どこから情報を収集すべきか？ ◇リスク管理機関の関係課はどこか？ ◇関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） ☐ 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ ◇他の専門家の紹介依頼が必要か？ ☐ 作成した資料等はどこまで配付すべきか？（FAX等の送付）

(別添4-④)

緊急時における対応チェックリスト
～委員・事務局会議の開催時～

【委員・事務局会議において確認・決定すべきと考えられる事項】

状況把握・確認事項	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 過去に発生したことがあるか？（海外での発生状況を含む） ☐ 厚生労働省・農林水産省等の対応状況はどうか？適切に行われているか？ ☐ マスメディア及び国民の反応はどうか？ ◇ どのように報道されているのか？ ◇ 委員会への問合せはあるか？（マスメディア、食の安全ダイヤル等） ◇ 風評被害の可能性はあるか？ ☐ 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？（時期、方法等）
委員会会合の開催	☐ 委員会会合において審議する必要があるか？ ◇ 委員会会合の開催時期は？（臨時開催の必要性） ◇ 臨時開催の場合、開催に係るプレスリリースの時期は？ ☐ リスク管理機関から、緊急事態等の概要等に関する報告するよう依頼する必要があるか？ ☐ 専門委員、専門家に対する出席依頼が必要か？ ☐ 委員会会合の終了後、記者会見が必要か？ ◇ 記者会見の場所、出席者はどうするか？ ☐ 専門調査会の開催が必要か？ ◇ どの専門調査会の開催が必要か？ ◇ 専門調査会の開催時期は？

【必要に応じて決定すべき事項】

今後の対応策	☐ 現地派遣による情報収集を行う必要があるか？ ◇ 誰を派遣すべきか？（委員、専門委員、職員） ☐ 食品健康影響評価を行う必要があるか？ ◇ リスク管理機関から要請はあるか？自ら行う必要があるか？ ☐ リスク管理機関に対し、科学的見地から助言を行う必要があるか？ ☐ どのように情報提供を行うべきか？ ◇ どのような内容の情報提供資料をHP上に掲載するのか？ ◇ HP以外の媒体を用いた情報提供を行うのか？ ☐ 大臣等の国会等への説明を行う必要があるか？ ◇ 誰が対応するか？ ◇ どのような資料を作成するか？
--------	--

(別添4-④)

緊急時における対応チェックリスト
～委員・事務局会議の開催時～

【委員・事務局会議において確認・決定すべきと考えられる事項】

状況把握・確認事項	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 過去に発生したことがあるか？（海外での発生状況を含む） ☐ 厚生労働省・農林水産省等の対応状況はどうか？適切に行われているか？ ☐ マスメディア及び国民の反応はどうか？ ◇ どのように報道されているのか？ ◇ 委員会への問合せはあるか？（マスメディア、食の安全ダイヤル等） ◇ 風評被害の可能性はあるか？ ☐ 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？（時期、方法等）
委員会会合の開催	☐ 委員会会合において審議する必要があるか？ ◇ 委員会会合の開催時期は？（臨時開催の必要性） ◇ 臨時開催の場合、開催に係るプレスリリースの時期は？ ☐ リスク管理機関から、緊急事態等の概要等に関する報告するよう依頼する必要があるか？ ☐ 専門委員、専門家に対する出席依頼が必要か？ ☐ 委員会会合の終了後、記者会見が必要か？ ◇ 記者会見の場所、出席者はどうするか？ ☐ 専門調査会の開催が必要か？ ◇ どの専門調査会の開催が必要か？ ◇ 専門調査会の開催時期は？

【必要に応じて決定すべき事項】

今後の対応策	☐ 現地派遣による情報収集を行う必要があるか？ ◇ 誰を派遣すべきか？（委員、専門委員、職員） ☐ 食品健康影響評価を行う必要があるか？ ◇ リスク管理機関から要請はあるか？自ら行う必要があるか？ ☐ リスク管理機関に対し、科学的見地から助言を行う必要があるか？ ☐ どのように情報提供を行うべきか？ ◇ どのような内容の情報提供資料をHP上に掲載するのか？ ◇ HP以外の媒体を用いた情報提供を行うのか？ ☐ 大臣等の国会等への説明を行う必要があるか？ ◇ 誰が対応するか？ ◇ どのような資料を作成するか？
--------	--

(別添 4-⑤)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等発生時に関する情報提供時～

【情報提供の資料作成時に確認すべき資料】

資料作成	☐ 以下のものを作成したか？ ◇ 情報提供資料 ◇ Q&A ◇ 委員長談話、委員会の考え方 ◇ プレスリリース原稿 ◇ 記者発表原稿 ◇ 想定問答 ◇ 当該緊急事態に関するwebページ ◇ 通知 ◇ 記者レク資料 ◇ 意見交換会及び講演会等資料 ◇ その他（ ）
確認事項	☐ 内容についてリスク管理機関と相互間で十分に調整を行ったか？ ☐ 正確でわかりやすい内容になっているか？また提供の対象は明確になっているか？ ☐ 個人情報について適正に取り扱っているか？ ☐ 公表する資料に一貫性はあるか？ ☐ 公表前に2人以上がチェックを行ったか？

【情報提供時に確認すべき事項】

情報提供	☐ 状況に応じて提供手段を選んでいるか？ ◇ 記者会見 ◇ ホームページ ◇ TV出演（全国ネット・地方局） ◇ ラジオ出演 ◇ 新聞（全国紙・地方紙・ミニコミ紙） ◇ 雑誌 ◇ 政府広報 ◇ CM ◇ 通知 ◇ 意見交換会 ◇ 講演会 ◇ その他（ ）
確認事項	☐ 委員会内で広報担当官を決定し、原則的に広報担当官がマスメディア等に対応しているか？ ☐ 委員長若しくは局長がマスメディア対応を行う場合、広報担当官が付き添っているか？ ☐ 記者レク等を開催し、当該危害要因等の科学的知見や委員会の見解等についてわかりやすく誤解のないように伝えたか？ ☐ 状況を十分に考慮し、適宜情報を提供しているか？（原則的に定時的に行っているか？） ☐ マスメディア等を通しての情報公開後、誤解や理解不足が生じていないか？ ◇ もし生じていれば、その解消のための対応は行ったか？

(別添 4-⑤)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等発生時に関する情報提供時～

【情報提供の資料作成時に確認すべき資料】

資料作成	☐ 以下のものを作成したか？ ◇ 情報提供資料 ◇ Q&A ◇ 委員長談話、委員会の考え方 ◇ プレスリリース原稿 ◇ 記者発表原稿 ◇ 想定問答 ◇ 当該緊急事態に関するwebページ ◇ 通知 ◇ 記者レク資料 ◇ 意見交換会及び講演会等資料 ◇ その他（ ）
確認事項	☐ 内容についてリスク管理機関と相互間で十分に調整を行ったか？ ☐ 正確でわかりやすい内容になっているか？また提供の対象は明確になっているか？ ☐ 個人情報について適正に取り扱っているか？ ☐ 公表する資料に一貫性はあるか？ ☐ 公表前に2人以上がチェックを行ったか？

【情報提供時に確認すべき事項】

情報提供	☐ 状況に応じて提供手段を選んでいるか？ ◇ 記者会見 ◇ ホームページ ◇ TV出演（全国ネット・地方局） ◇ ラジオ出演 ◇ 新聞（全国紙・地方紙・ミニコミ紙） ◇ 雑誌 ◇ 政府広報 ◇ CM ◇ 通知 ◇ 意見交換会 ◇ 講演会 ◇ その他（ ）
確認事項	☐ 委員会内で広報担当官を決定し、原則的に広報担当官がマスメディア等に対応しているか？ ☐ 委員長若しくは局長がマスメディア対応を行う場合、広報担当官が付き添っているか？ ☐ 記者レク等を開催し、当該危害要因等の科学的知見や委員会の見解等についてわかりやすく誤解のないように伝えたか？ ☐ 状況を十分に考慮し、適宜情報を提供しているか？（原則的に定時的に行っているか？） ☐ マスメディア等を通しての情報公開後、誤解や理解不足が生じていないか？ ◇ もし生じていれば、その解消のための対応は行ったか？

食品安全委員会の緊急時対応マニュアルの改正について

食品安全委員会における食中毒等による緊急事態等への対応に関する手順を定めた緊急時対応マニュアルについて、消費者庁の設置等に伴う政府全体の緊急時対応マニュアルの改正、食品安全委員会におけるこれまでの緊急時対応の結果、食品安全委員会事務局の組織再編等を踏まえて改正する。

具体的には、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）」を「食品安全委員会緊急時対応指針」と名称変更するとともに、一部を別添 2 の新旧対照表のとおり改正し、「食品安全委員会緊急時対応基本指針（平成 16 年 4 月 15 日食品安全委員会決定）」を廃止する。

また、平成 25 年度の食品安全委員会事務局の組織再編に伴い、「食品安全委員会緊急時対応指針」の一部を別添 3 の新旧対照表のとおり改正する。

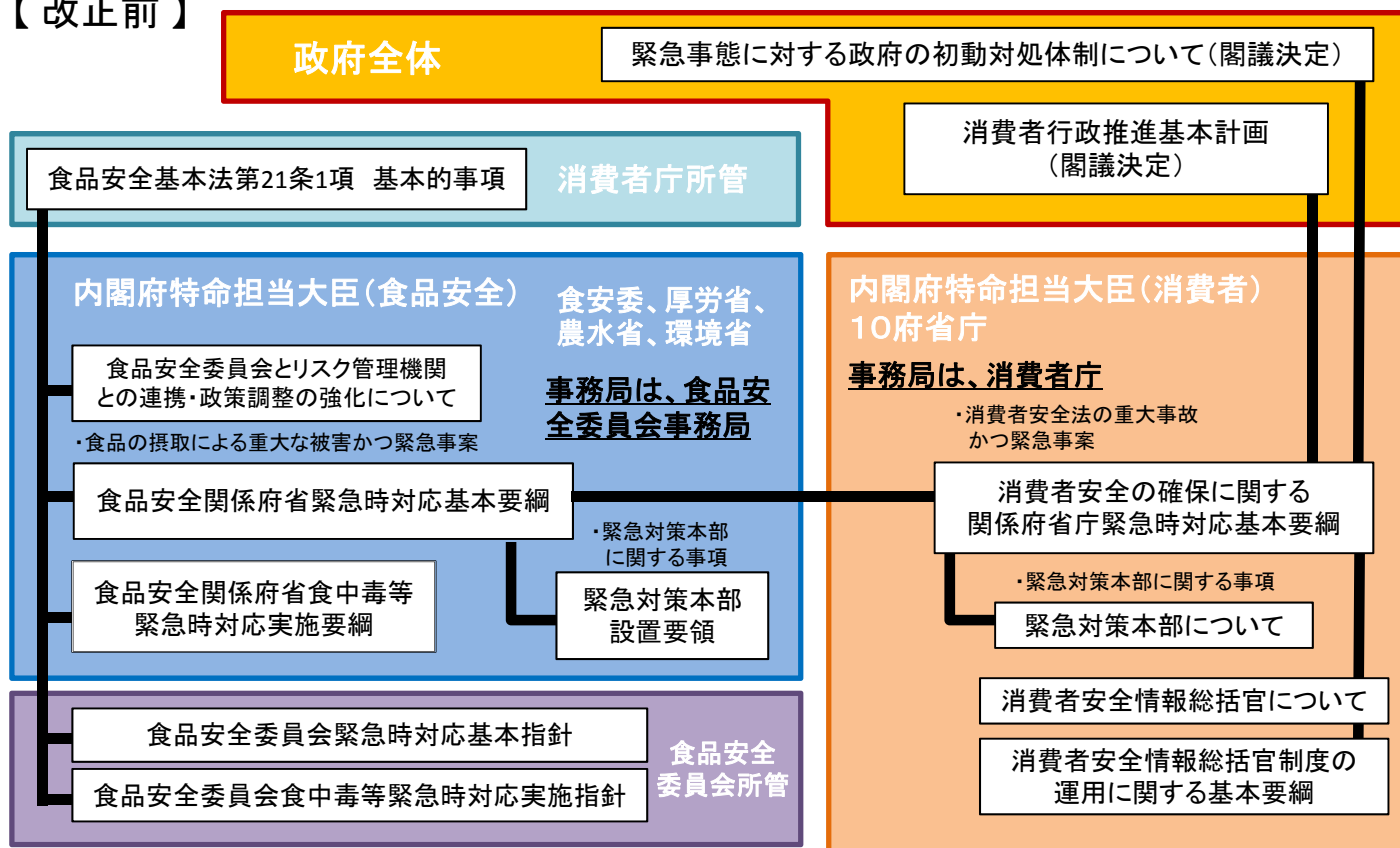
（参考）これまでの経緯

平成 16 年	4 月	「食品安全委員会緊急時対応基本指針」を決定
平成 17 年	4 月	「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」を決定
平成 21 年	9 月	消費者庁設置
	12 月	「食品安全委員会緊急時対応指針（案）」 ^注 の作成 * 消費者庁の設置に伴う緊急時対応マニュアルの見直しに当たり、第 30 回緊急時対応専門調査会（平成 21 年 12 月 15 日開催）において作成。
平成 23 年	9 月	「食品安全委員会緊急時対応指針（案）」の一部修正 * 東日本大震災及び富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件に対する対応の結果等を踏まえて、第 33 回緊急時対応専門調査会（平成 23 年 9 月 2 日開催）において作成。
平成 24 年	6 月	「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」の改正
	8 月	「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について（関係府省申合せ）」の改正
	9 月	「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱（関係閣僚申合せ）」及び「消費者安全情報総括官制度について（関係府省局長申合せ）」の決定
	12 月	「食品安全委員会緊急時対応指針（案）」の一部修正 * 消費者庁による「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」の改正等を踏まえて、第 5 回企画等専門調査会（平成 24 年 12 月 11 日開催）において作成。
平成 25 年	3 月	「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（関係府省申合せ）」の改正（「参考 2」参照。）

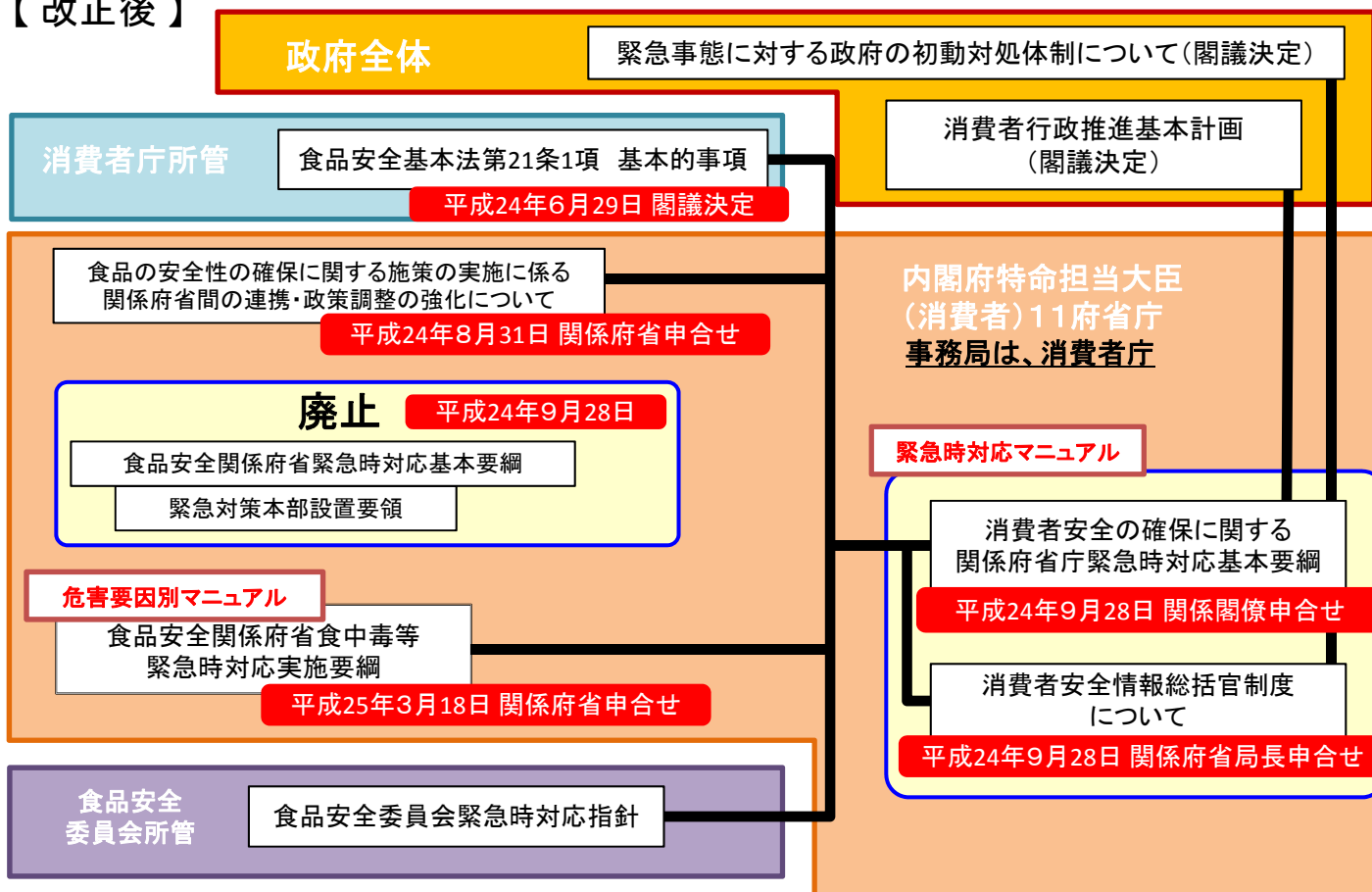
^注 より簡潔なマニュアル構成にするため、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」を統合することとしたもの。

食品安全及び消費者安全の緊急時対応関係要綱等の改正概要

【改正前】



【改正後】



改 正 案	現 行
食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱 平成17年 4月21日 関係府省申合せ 平成17年10月 3日 一部改正 平成18年 4月27日 一部改正 平成18年 8月31日 一部改正 平成20年 7月 3日 一部改正 平成20年11月13日 一部改正 平成25年 3月18日 最終改正 本要綱は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」(平成24年6月29日閣議決定)第4の4の規定に基づく危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、「消費者安全の確保における関係府省緊急時対応基本要綱」(平成24年9月28日関係閣僚申合せ。以下「基本要綱」という。)に即し、食中毒(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。)及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因(以下「食中毒等」という。)による緊急事態等(基本要綱に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。)が発生した場合における国の対応の在り方等について定めるものである。 なお、緊急事態等が発生した場合には、本要綱に基づく対応と「緊	食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱 平成17年 4月21日 関係府省申合せ 平成17年10月 3日 一部改正 平成18年 4月27日 一部改正 平成18年 8月31日 一部改正 平成20年 7月 3日 一部改正 平成20年11月13日 最終改正 本要綱は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」(平成16年1月16日閣議決定)第4の4の規定に基づく危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」(平成16年4月15日関係府省申合せ。以下「基本要綱」という。)に即し、食中毒(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。)及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因(以下「食中毒等」という。)による緊急事態等(基本要綱に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。)が発生した場合における国の対応の在り方等について定めるものである。 なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対応体制につい

改 正 案	現 行
急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応との適切な連携に配慮しつつ、対応することとする。 1 食中毒等が発生した場合における緊急時対応の実施方針 食中毒等による緊急事態等への対応（以下「緊急時対応」という。）に当たっては、健康被害の拡大を防止するため、食中毒等による緊急事態等を早期に探知し又は発見し、その原因を究明するとともに、その原因となった食品の排除等を迅速かつ適切に行うことが必要である。 このため、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置（食品の安全性の確保に関する規制や指導等を行うことをいう。）を講ずる行政機関（以下「リスク管理機関」という。）及びリスク評価（食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）第11条の食品健康影響評価をいう。）を行う食品安全委員会（以下「食品安全関係府省」という。）は、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、次に掲げる役割分担を踏まえて、迅速かつ適切な対応を行うとともに、相互に十分な連絡、連携及び調整を図りつつ、本要綱に基づき、政府一体となった対応を行うことにより、健康被害の拡大及び再発の防止に努めることとする。 （1）消費者庁	て」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応を妨げないこととする。 1 食中毒等が発生した場合における緊急時対応の実施方針 食中毒等による緊急事態等への対応（以下「緊急時対応」という。）に当たっては、健康被害の拡大を防止するため、食中毒等による緊急事態等を早期に探知し又は発見し、その原因を究明するとともに、その原因となった食品の排除等を迅速かつ適切に行うことが必要である。 このため、食品安全委員会（以下「委員会」という。）及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）は、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、次に掲げる役割分担を踏まえて、迅速かつ適切な対応を行うとともに、相互に十分な連絡、連携及び調整を図りつつ、本要綱に基づき、政府一体となった対応を行うことにより、健康被害の拡大及び再発の防止に努めることとする。

改 正 案	現 行
<u>緊急事態等が発生した場合の司令塔として、政府一体となって迅速かつ適切に対応できるよう食品安全関係府省間の十分な連絡及び連携の促進、消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条に基づき集約された消費者事故等をはじめとする事故情報の収集及び情報提供の実施、基本要綱及び「消費者安全情報総括官制度について」（平成24年9月28日関係府省局長申合せ。以下「総括官制度」という。）に基づく緊急対策本部及び消費者安全情報総括官会議の設置等</u> (2) <u>食品安全委員会</u> <u>食品安全委員会緊急時対応指針</u>に基づく食中毒等に関する情報及び科学的知見の収集、国民への科学的知見の提供、必要に応じ、食中毒等に関する食品健康影響評価、リスク管理機関に対する<u>勧告、意見具申及び助言等の実施</u> (3) 厚生労働省 厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領及び食中毒処理要領に基づく情報収集並びに関係都道府県等に対する技術的助言、国民への食品衛生に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、食品衛生法第60条の規定に基づく厚生労働大臣から都道府県知事等に対する要請の実施	(1) <u>委員会</u> <u>食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針</u>に基づく食中毒等に関する情報及び科学的知見の収集、国民への科学的知見の提供、<u>委員会及びリスク管理機関の連携の促進、必要に応じ、食中毒等に関する食品健康影響評価、リスク管理機関に対する勧告及び意見具申等の実施</u> (2) 厚生労働省 厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領及び食中毒処理要領に基づく情報収集並びに関係都道府県等に対する技術的助言、国民への食品衛生に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、食品衛生法第60条の規定に基づく厚生労働大臣から都道府県知事等に対する要請の実施

改 正 案	現 行
(4) 農林水産省 <u>農林水産省食品安全緊急時対応基本指針等に基づく食中毒等に関する情報収集、国民への農林水産物等に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、所管法令に基づく農林漁業の生産資材の回収命令等の実施</u> (5) 環境省 食中毒等が大気汚染、水の汚濁及び土壌汚染等環境への負荷等を通じて発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、化学物質等の環境中の存在状況等の情報収集及び情報提供、所管法令に基づく都道府県知事等に対する必要な資料の提出又は説明の要求の実施 2 平時における情報連絡体制の整備 <u>食品安全関係府省は、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。</u> <u>なお、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。</u>	(3) 農林水産省 <u>農林水産省食品安全緊急時対応基本指針、製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針、農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針等に基づく食中毒等に関する情報収集、国民への農林水産物等に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、所管法令に基づく農林漁業の生産資材の回収命令等の実施</u> (4) 環境省 食中毒等が大気汚染、水の汚濁及び土壌汚染等環境への負荷等を通じて発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、化学物質等の環境中の存在状況等の情報収集及び情報提供、所管法令に基づく都道府県知事等に対する必要な資料の提出又は説明の要求の実施 2 情報連絡体制の整備 <u>委員会及びリスク管理機関は、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。</u> <u>なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。</u>

改 正 案	現 行
(1) <u>消費者庁消費者安全課</u> (2) 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 (3) 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 (4) 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官 (5) 環境省水・大気環境局土壌環境課 3 <u>平時における情報の収集等</u> <u>食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、以下に従って、平時から、情報の収集及び共有等に努めることとする。</u> (1) 情報の収集、整理及び分析 <u>食品安全関係府省は、関係省庁、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報（以下「食品危害情報」という。）の収集、整理及び分析を行うこととする。特に、都道府県等からの情報収集は、リスク管理機関がそれぞれの所管法令に基づき行うこととする。また、消費者庁を除く食品安全関係府省は、収集した食品の安全に関する消費者事故等を消費者安全法第12条に基づき消費者庁に通知するものとする。</u>	(1) 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 (2) 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 (3) 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官 (4) 環境省水・大気環境局土壌環境課 3 情報の収集等 <u>委員会及びリスク管理機関は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、以下に従って、平時から、情報の収集及び共有等に努めることとする。</u> (1) 情報の収集、整理及び分析 <u>委員会及びリスク管理機関は、関係省庁、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報（以下「食品危害情報」という。）の収集、整理及び分析を行うこととする。特に、都道府県等からの情報収集は、リスク管理機関がそれぞれの所管法令に基づき行うこととする。</u> なお、<u>委員会及びリスク管理機関が行う情報収集は、次に掲げるとおりとする。</u>

改 正 案	現 行
なお、<u>食品安全関係府省</u>が行う情報収集は、次に掲げるとおりとする。 ① <u>消費者庁</u> <u>消費者安全法に基づく消費者事故等をはじめとする事故情報の通知の受付</u> ② <u>食品安全委員会</u> リスク管理機関、報道機関及びインターネット等からの国内外における食品危害情報の収集、委員及び専門委員等を通じた科学的知見の収集 ③ <u>厚生労働省</u> 食品衛生法第58条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告、国内外における食品危害情報の収集 ④ <u>農林水産省</u> 農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における国内外の食品危害情報及び農林漁業の生産資材に由来する国内外の食品危害情報の収集 ⑤ <u>環境省</u> 所管法令の規定に基づく都道府県知事等から環境大臣への環境の監視結果の報告等、国内外における環境を経由した健康被害等に関する情報の収集 (2) 情報の共有等	① <u>委員会</u> リスク管理機関、報道機関及びインターネット等からの国内外における食品危害情報の収集、委員及び専門委員等を通じた科学的知見の収集 ② <u>厚生労働省</u> 食品衛生法第58条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告、国内外における食品危害情報の収集 ③ <u>農林水産省</u> 農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における国内外の食品危害情報及び農林漁業の生産資材に由来する国内外の食品危害情報の収集 ④ <u>環境省</u> 所管法令の規定に基づく都道府県知事等から環境大臣への環境の監視結果の報告等、国内外における環境を経由した健康被害等に関する情報の収集 (2) 情報の共有等

改正案	現行
① <u>食品安全関係府省</u>は、収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。その際には、<u>消費者安全法に基づく消費者事故等の通知様式（平成21年9月1日消費者安全情報総括官会議幹事会申合せ）</u>等も活用する。 なお、<u>食品安全関係府省</u>の情報連絡窓口は、平時から、各府省内における他課室及び関係機関並びに関係府省とも密接に情報交換を行っておくこととする。 ② 平時において収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、<u>食品安全委員会委員長が、食品安全委員会会合</u>において、リスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるとき、又はリスク管理機関の関係部局長等（<u>消費者庁次長、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長、環境省水環境担当審議官</u>等をいう。以下同じ。）が<u>食品安全委員会</u>に対する報告が必要であると認めるときは、リスク管理機関は、速やかに<u>食品安全委員会会合</u>において、報告を行うこととする。 ③ <u>食品安全委員会</u>は、厚生労働省から、毎年1回、<u>食品安全委員会会合</u>において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。 ④ <u>食品安全関係府省</u>の情報システムの活用等を通じ、食品危	① <u>委員会及びリスク管理機関</u>は、収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。その際には「<u>消費者の安全に関する緊急時対応実施要綱</u>」（平成20年9月10日消費者安全情報総括官会議幹事会申合せ）様式1「<u>消費者被害情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官情報共有シート</u>」等も活用する。 なお、<u>委員会及びリスク管理機関</u>の情報連絡窓口は、平時から、各府省内における他課室及び関係機関並びに関係省庁とも密接に情報交換を行っておくこととする。 ② 平時において収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、<u>委員会委員長が、委員会会合</u>においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるとき、又はリスク管理機関の関係部局長等（<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長、環境省水環境担当審議官</u>等をいう。以下同じ。）が<u>委員会</u>に対する報告が必要であると認めるときは、リスク管理機関は、速やかに<u>委員会会合</u>において、報告を行うこととする。 ③ <u>委員会</u>は、厚生労働省から、毎年1回、<u>委員会会合</u>において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。 ④ <u>委員会</u>は、<u>食品安全総合情報システムを整備すること</u>に

改 正 案	現 行
<u>害情報を共有することとする。</u> ⑤ <u>食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、平時から、次に掲げる会議を定期的開催し、相互に密接な連携を図ることとする。</u> ・ 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。） ・ 関係府省連絡会議幹事会 ・ 食品リスク情報関係府省担当者会議 （3）情報の提供等 （1）の規定により収集等を行った情報について、<u>食品安全関係府省は、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供することとする。特に、消費者庁においては、消費者安全法第12条に基づき通知を受けた消費者事故等をはじめとする事故情報を公表することに加え、必要に応じ、他の食品安全関係府省と連携し、消費者に向けた情報提供や注意喚起等を実施する。</u>	<u>より、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。</u> ⑤ <u>委員会及びリスク管理機関は、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）に基づき、平時から、次に掲げる会議を定期的開催し、相互に密接な連携を図ることとする。</u> ・ 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。） ・ 関係府省連絡会議幹事会 ・ 食品リスク情報関係府省担当者会議 （3）情報の提供等 （1）の規定により収集等を行った情報について、<u>委員会及びリスク管理機関は、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供することとする。</u> また、<u>委員会及びリスク管理機関は、平時から、相互に連携して、リスクコミュニケーションを適切に行い、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。</u>

改 正 案	現 行
また、<u>食品安全関係府省</u>は、<u>緊急時に備え</u>、平時から、相互に連携して、リスクコミュニケーションを適切に行い、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。 4 緊急時における情報連絡 (1) <u>食品安全関係府省</u>は、3 (1) に掲げる情報収集の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合には、<u>平時の情報連絡窓口を通じた迅速な情報の共有を行うとともに、消費者庁消費者安全課に連絡することとする。</u> (2) <u>消費者庁</u>は、(1) の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合において、<u>消費者庁次長が必要であると認めるときは、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の2の規定により置かれた特命担当大臣（以下「内閣府特命担当大臣（消費者）」という。内閣府特命担当大臣（消費者）と連絡がとれない場合には、あらかじめ内閣府特命担当大臣（消費者）の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣。以下同じ。）に対する報告を迅速に行うこととする。</u> (3) <u>食品安全関係府省</u>は、それぞれが個々に定める食中毒等に係る緊急時対応マニュアル（消費者の安全に関する緊急時対応消費者庁実施指針、食品安全委員会緊急時対応指針、厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領、農林水産省食品安全緊急	4 緊急時における情報連絡 (1) <u>委員会及びリスク管理機関</u>は、3 (1) に掲げる情報収集の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合には、<u>相互に情報連絡窓口を通じた迅速な情報の連絡を行うこととする。</u> (2) <u>委員会</u>は、(1) の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合において、<u>委員会委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣。以下同じ。）に対する報告を迅速に行うこととする。</u> (3) <u>委員会及びリスク管理機関</u>は、それぞれが個々に定める食中毒等に係る緊急時対応マニュアル（食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針、厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針、製造・加工／

改 正 案	現 行
時対応基本指針等をいう。以下同じ。)に基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。	<u>流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針、農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針等をいう。以下同じ。)に基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。</u> <u>5 リスク管理機関からの緊急報告及び委員会からの助言</u> <u>(1) 食中毒等による緊急事態等に関する情報の連絡を受け、委員会委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると認めるとき、又はリスク管理機関の関係部局長等が委員会に対する報告が必要であると認めるときは、委員会は、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、速やかに委員会会合において、リスク管理機関から、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。</u> <u>(2) 委員会は、(1)によるリスク管理機関からの報告の内容を踏まえ、必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言し、又は、委員会事務局長に対し、関係府省連絡会議の開催を指示するとともに、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言等を行うこととする。</u>

改 正 案	現 行
5 緊急対策本部の設置 <u>内閣府特命担当大臣（消費者）は、食中毒等による緊急事態等において、自らの判断により、又は食品安全関係府省からの要請に基づき、関係大臣が連携協力して対処する必要があると認める場合には、内閣官房長官及び関係大臣と協議の上、緊急対策本部の設置のほか、本部の組織について決定することとする。</u> <u>緊急対策本部等に関する具体的な事項については、基本要綱によるものとする。</u> 6 消費者安全情報総括官会議の開催 <u>内閣府特命担当大臣（消費者）は、4（2）により、報告を受けた事案が緊急事態等に当たると判断する場合及び5の緊急対策本部が設置され、緊急対策本部の幹事会として消費者安全情報総括官会議を開催する必要がある場合には、総括官制度の4.（3）⑤及び基本要綱の4（5）に基づき、当該緊急事態等に関わる府省の消費者安全情報総括官を招集のうえ、消費者安全情報総括官会議を開催する。消費者安全情報総括官会議に</u>	<u>（3）委員会は、（1）によるリスク管理機関からの報告の内容及びこれを踏まえた（2）による対応について、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。</u> 6 緊急対策本部の設置 <u>（1）食品安全担当大臣は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、5（3）による委員会からの報告若しくはリスク管理機関からの要請に基づき、又は自らの判断により、閣僚級により総合的に対処する必要があると認めるときは、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を行い、必要に応じ、基本要綱に基づき、緊急対策本部の設置を決定することとする。</u> <u>（2）緊急対策本部の事務局は、委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当することとする。</u> 7 関係府省連絡会議の開催 <u>（1）委員会事務局長は、5（2）による指示に基づき、リスク管理機関と連携して、速やかに関係府省連絡会議を開催することとする。</u> <u>（2）委員会事務局及びリスク管理機関は、関係府省連絡会議において、当該緊急事態等を把握するとともに、政府全体として講ずべき対応を確認・決定し、相互に情報の共有及び連携を</u>

改 正 案	現 行
<u>において、食品安全関係府省は情報の収集・分析を行うとともに、政府全体として講ずべき対応を確認・決定することとする。</u> <u>ただし、消費者安全情報総括官は、緊急事態等における対応が必要であると考えられる場合には、その旨を消費者庁次長に伝え、消費者安全情報総括官会議の開催を求めることができる。</u> <u>消費者安全情報総括官及び消費者安全情報総括官会議等に関する具体的な事項については、総括官制度によるものとする。</u> 7 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション (1) <u>食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、相互に連携して、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供するとともに、必要に応じ、関係府省の連名による通知の発出、意見交換会の開催等を通じて、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。</u> (2) (1) による情報提供に当たっては、その内容、時期及び方法等について、<u>食品安全関係府省</u>の相互間で十分に調整を図ることとする。 (3) <u>食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等が発生した</u>	<u>図ることとする。</u> <u>なお、関係府省連絡会議の対応状況については、定期的に委員会会合において報告することとする。</u> (3) <u>委員会は、(1)のほか、6の緊急対策本部が設置された場合においても、緊急対策本部の事務を補助するため、リスク管理機関と連携して関係府省連絡会議を開催することとする。</u> 8 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション (1) <u>委員会及びリスク管理機関は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、相互に連携して、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供するとともに、必要に応じ、関係府省の連名による通知の発出、意見交換会の開催等を通じて、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。</u> (2) (1) による情報提供に当たっては、その内容、時期及び方法等について、<u>委員会及びリスク管理機関</u>の相互間で十分に調整を図ることとする。 (3) <u>委員会及びリスク管理機関は、食中毒等による緊急事態等が</u>

改 正 案	現 行
場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。 <u>8 事後検証及び要綱の改定</u> (1) <u>食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は消費者安全情報総括官会議が開催された場合には、その際に実施された緊急時対応について事後に検証を行うこととする。</u> なお、事後検証を行うに当たり、<u>消費者庁が必要であると認めるときは、他の食品安全関係府省から報告を求めることができる。</u> (2) <u>食品安全関係府省は、事後検証の結果又はその他の理由により必要であると認めるときは、本要綱を改定することとする。</u> <u>9 その他</u> <u>食品安全関係府省は、それぞれが個々に定める食中毒等に係る緊急時対応マニュアルと本要綱との連携を十分に図り、緊急時において適切に対応できるよう努めることとする。</u>	発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。 <u>9 事後検証及び要綱の改定</u> (1) <u>委員会及びリスク管理機関は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、本要綱に基づき、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、その際に実施された緊急時対応について事後に検証を行うこととする。</u> なお、事後検証を行うに当たり、<u>委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。</u> (2) <u>委員会及びリスク管理機関は、事後検証の結果又はその他の理由により必要であると認めるときは、本要綱を改定することとする。</u> <u>10 その他</u> <u>委員会及びリスク管理機関は、それぞれが個々に定める食中毒等に係る緊急時対応マニュアルと本要綱との連携を十分に図り、緊急時において適切に対応できるよう努めることとする。</u>

○ 調査・研究企画調整会議の設置等について（平成 22 年 12 月 16 日食品安全委員会決定）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>調査・研究企画会議</u>の設置等について 第 1 趣旨 <u>食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 1 項第 6 号に規定する科学的調査及び研究を効果的かつ効率的に行うために必要な事項について調査審議するため、食品安全委員会に、調査・研究企画会議を設置する。</u> 第 2 <u>調査・研究企画会議</u> 1 構成員等 (1) <u>調査・研究企画会議</u>（以下「<u>企画会議</u>」という。）は、以下の者により構成する。 ① <u>食品安全委員会の常勤委員</u> ② <u>食品安全委員会委員長</u>の指名する専門委員（6 名以内） (2) <u>企画会議</u>に座長を置き、<u>(1) ①に掲げる常勤委員のうち、</u>	<u>調査・研究企画調整会議</u>の設置等について 第 1 趣旨 <u>食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 1 項第 6 号の規定に基づき食品安全委員会が行うこととされている、食品健康影響評価等を行うために必要な科学的調査及び研究については、食品健康影響評価等に係る様々な課題に適時・適切に対応できるよう効果的かつ効率的に行われることが重要であることから、これらについての中期的な計画の案の策定及び各年度における実施に係る調整を行うため、食品安全委員会に、委員のほか審議内容を専門とする専門委員等の参加を得て、調査・研究企画調整会議を設置する。また、調査・研究企画調整会議の下に、当該計画に基づき、各年度の研究の対象領域・課題の案の選定及び対象課題の評価について調査審議を行う部会並びに各年度の調査の対象課題の案の選定について調査審議を行う部会をそれぞれ設置することとする。</u> 第 2 <u>調査・研究企画調整会議</u> 1 構成員等 (1) <u>調査・研究企画調整会議</u>（以下「<u>企画調整会議</u>」という。）は、以下の者により構成する。 ① <u>常勤の委員</u> ② <u>委員長の指名する専門委員（6 名以内）</u> (2) <u>企画調整会議</u>に座長を置き、委員長の指名する委員をもつ

食品安全委員会委員長の指名する委員をもってこれに充てる。

(3) 座長は、企画会議の事務を掌理する。

(4) 座長に事故があるときは、企画会議に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(5) 企画会議の構成員の任期は、(1) ②に掲げる構成員の任期について、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 調査審議事項

企画会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 調査及び研究についての中期の方針の案の策定及びその見直しに関すること。

(2) 各年度において取り組むべき研究の対象領域の案の選定に関すること。

(3) 各年度において取り組むべき研究の対象課題の案の選定に関すること。

(4) 各年度において取り組まれた研究の対象課題の評価に関すること。

(5) 各年度において取り組むべき調査の対象課題の案の選定に関すること。

(6) 各年度において取り組まれた調査の対象課題の評価に関すること。

てこれに充てる。

(3) 座長は、企画調整会議の事務を掌理する。

(4) 座長に事故があるときは、企画調整会議に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(5) 企画調整会議の構成員の任期は、(1) の①に係る構成員を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 調査審議事項

企画調整会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 今後、概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な調査及び研究についての目標等を示した「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」の案の策定及びその見直しに関すること。

(2) 各年度における調査及び研究の対象課題等の選定及び評価に係る調整に関すること。

3 会議の開催

(1) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、企画会議を招集し、その議長となる。

(2) 座長は、必要に応じ、企画会議の構成員でない専門委員又は学識経験者であって、以下に掲げる条件を満たす者に対し、企画会議への出席を求めることができる。

① 食品安全委員会の非常勤委員又は食品安全委員会事務局職員でないこと。

② 調査及び研究の対象課題について十分な評価能力を有するとともに、公正な立場から評価を行うことができる者であること。

③ 氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容を公表することについて、あらかじめ同意している者であること。

(3) 企画会議は、議事の概要を作成し、これを公表する。

(4) 企画会議は、調査審議の結果を食品安全委員会に報告する。

(削る。)

3 会議の開催

(1) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、企画調整会議を招集し、その議長となる。

(2) 企画調整会議は、議事の概要を作成し、これを公表する。

(3) 企画調整会議は、調査審議の結果を食品安全委員会に報告する。

4 研究運営部会

(1) 構成員等

① 研究運営部会は、以下の者により構成する。

ア 常勤の委員

イ 企画調整会議の座長の指名する専門委員（6名以内）

② 研究運営部会に座長を置き、企画調整会議の座長が指名する者をもってこれに充てる。

③ 座長は、研究運営部会の事務を掌理する。

④ 座長に事故があるときは、研究運営部会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

⑤ 研究運営部会の構成員の任期は、①のアに係る構成員を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 調査審議事項

研究運営部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

① 各年度において取り組むべき研究の対象領域の案の選定に関すること。

② 各年度において取り組むべき研究の対象課題の案の選定に関すること。

③ 各年度において取り組まれた研究の対象課題の評価に関すること。

(3) 会議の開催

① 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、研究運営部会を招集し、その議長となる。

② 座長は、必要により、当該研究運営部会に属さない専門委員又は学識経験者であって次に掲げる条件を満たす外部の者に対し、研究運営部会に出席を求めることができる。

ア 研究事業の課題について十分な評価能力を有するとともに、公正な立場から評価を行うことができる者であること。

イ 氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容を

(削る。)

公表することについてあらかじめ同意している者であること。

③ 研究運営部会は、議事の概要を作成し、これを公表する。

④ 研究運営部会は、調査審議の結果を企画調整会議に報告する。

5 調査選定部会

(1) 構成員等

① 調査選定部会は、常勤の委員により構成する。

② 調査選定部会に座長を置き、企画調整会議の座長が指名する者をもってこれに充てる。

③ 座長は、調査選定部会の事務を掌理する。

④ 座長に事故があるときは、調査選定部会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(2) 調査審議事項

調査選定部会は、各年度において取り組むべき調査の対象課題の案の選定について調査審議する。

(3) 会議の開催

① 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、調査選定部会を招集し、その議長となる。

② 調査選定部会は、議事の概要を作成し、これを公表する。

③ 調査選定部会は、調査審議の結果を企画調整会議に報告する。

第3 雑則

- (1) 第2に定めるもののほか、企画会議の運営に関する事項その他必要な事項は、企画会議が定める。
- (2) 企画会議の庶務は、食品安全委員会事務局総務課において処理する。

附 則

- 1 この決定は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3(2)中「情報・緊急時対応課」を「総務課」に改める改正は、食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第号）の施行の日から施行する。
- 2 調査・研究企画調整会議は、本決定前に調査審議を行っていた事項を本決定により設置される調査・研究企画会議に引き継ぐものとする。

第3 雑則

- (1) 第2に定めるもののほか、企画調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、企画調整会議が定める。
- (2) 企画調整会議の庶務は、食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課において処理する。

